中山間地域活性化高川第２・第３住宅新築電気設備工事

図面目次

図面番号	図面名称	縮尺
Ｅ－０１	特記仕様書（１）	NOSCALE
Ｅ－０２	特記仕様書（２）	NOSCALE
Ｅ－０３	工事区分表	NOSCALE
Ｅ－０４	工事概要･付近見取図･配置図	1/200
Ｅ－０５	凡例・照明器具参考姿図・分電盤結線図	NOSCALE
Ｅ－０６	構内配電線路 屋外平面図	1/150
Ｅ－０７	第２住宅 電灯設備 １階平面図	1/50
Ｅ－０８	第２住宅 電灯設備 ２階平面図	1/50
Ｅ－０９	第２住宅 コンセント設備 １階平面図	1/50
Ｅ－１０	第２住宅 コンセント設備 ２階平面図	1/50
Ｅ－１１	第２住宅 弱電設備 １階平面図	1/50
Ｅ－１２	第２住宅 弱電設備 ２階平面図	1/50
Ｅ－１３	第３住宅 電灯設備 １階平面図	1/50
Ｅ－１４	第３住宅 電灯設備 ２階平面図	1/50
Ｅ－１５	第３住宅 コンセント設備 １階平面図	1/50
Ｅ－１６	第３住宅 コンセント設備 ２階平面図	1/50
Ｅ－１７	第３住宅 弱電設備 １階平面図	1/50
Ｅ－１８	第３住宅 弱電設備 ２階平面図	1/50
Ａ－５４	現況図兼仮設計画図	1/200

中山間地域活性化高川第２・第３住宅新築電気設備工事　特記仕様書

Ⅰ 工 事 概 要

1. 工事場所　　高知市土佐山高川1535番地３、1538番地

2. 建物概要

建物名称	構造	階数	建築基準法に基づく		消防法施行令	都市計画法に基づく	備考
			延べ面積	主要用途	別表第一	用途地域	
第２住宅	W	2	155.66㎡				
第３住宅	W	2	211.16㎡				

3. 工事種目

第２住宅

電灯設備	一式	テレビ共同受信設備	一式	電灯設備	一式
構内情報通信網設備	一式	火災報知設備	一式	構内情報通信網設備	一式
誘導支援設備	一式	構内配電線路	一式	誘導支援設備	一式

第３住宅

テレビ共同受信設備	一式				
火災報知設備	一式				
構内配電線路	一式				

4. 関連工事等　　(○) 建築工事　・ 電気設備工事　(○) 機械設備工事　・ 植栽工事　・ 外構工事　・ 解体工事

5. 概成工期　　・ 完成期限の（　　）日前　　（ 令和　　年　　月　　日 ）

6. 部分使用（工事請負契約書第３４条第１項）

Ⅱ 設 備 工 事 仕 様

1. 特記仕様

1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。

2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。○印と ※ 印の付いた場合は、共に適用する。

3) 特記事項に記載の（　　）内表示番号は、「公共建築工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。

4) 特記事項に記載の［　　］内表示番号は、「公共建築改修工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。

5) 特記事項に記載の〈　　〉内表示番号は、「建築物解体工事共通仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。

2. 適用基準等

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の以下による。

※ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和７年版　　※ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和７年版
※ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）令和７年版　　※ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）令和７年版
※ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）令和７年版　　※ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）令和７年版
※ 建築物解体工事共通仕様書　令和４年版
給水外線工事については、高知市水道局発行の「給水装置工事施工要領」による。

3.「週休２日制工事」の実施について
※対象　(○)選択－Ⅰ型　・ 選択－Ⅱ型)
本工事は、工事着手日から工事完成日までの間の土曜日及び日曜日を現場の休工日の基本とする
「週休２日制工事」の対象工事である。実施にあたっては高知市「週休２日制工事」実施要領
（営繕工事編）による。　(https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/syukyuhutsuka.html)
・対象外（理由：　　）

4.「猛暑による作業不能日数」の実施について
※対象 ・ 見込んでいない（理由：※過去のWBGT値に基づき算定した日数が０日のため　・　　）
(○)見込んでいる　（作業不能日数：※現場説明書による　・　　）
・対象外（理由：　　）

5.「中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更」について
※ 適用する（現場説明書による）　・ 適用しない

項　目	特　記　事　項
一般共通事項	
① 官公署その他への手続き	工事の着手・施工・完成に当たり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続き等を遅滞なく行う。 手続き等の費用は受注者の負担とするが、以下の費用については発注者が負担する。　(1.1.3)　[1.1.3] ・ 給水装置新設分担金
② 工事実績情報サービス（CORINS）への登録（請負金額５００万円以上）（受注、変更、完成時）	登録の手続きについては、（一財）日本建設情報総合センターの「建築実績情報のコリンズ・テクリス登録等に関する規約」による。 (1.1.4)　[1.1.4]
③ 書類の書式等	工事の着手に当たり、監督職員立会の下で設計図書等の照査及び施工監理資料作成の打合せを行い記録を整備する。 施工監理資料の内容及び水準は、監督職員が示す「施工監理資料一覧」による。　(1.1.5)　[1.1.5]
④ 総合工程表	原則，工事の着手に先立ち、別契約関連工事の受注者と協議し、受注者及び別契約関連工事の受注者連名による総合工程表を監督職員に提出する。　(1.2.1)　[1.2.1]
⑤ 総合図	工事の施工に先立ち別途契約関連工事の受注者と調整のうえ、総合図を作成し、監督職員の承諾を受ける。 (1.2.3)　[1.2.3]
⑥ 施工図等の取扱い	施工図等の内、監督職員の承諾を要するものについては、施工監理資料作成の打合せ時に協議する。 施工図等の著作権に関わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。　(1.2.3)　[1.2.3]
⑦ 工事日誌	週ごとに工事の全般的な経過及び次週の工事予定を記載した日誌を監督職員に提出する。　(1.2.4)　[1.2.4] また、半月ごとに出来高を当初計画と共に記入し、月末には実施工程表を添付する。 電子印鑑の使用及び電子メールによる提出も可とする。
⑧ 工事写真	工事写真はＬ版程度とし，工事の内容，日付等必要事項を記入し１部提出する。(A4版台紙)　(1.2.4)　[1.2.4] 撮影方法は、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領（令和５年版）・同解説 工事写真の撮り方 建築編」による。 デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施をする場合は、監督職員の承諾を受ける。なお、実施については、国営建技第１４号（令和５年３月１日付）「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」による。
⑨ 下請負者の報告	各下請負者については、下請負契約前に「下請施工予定報告書」にて監督職員に報告する。
10 電気保安技術者	適用する　(1.3.2)　[1.3.2]
⑪ 施工条件	施工日及び施工時間　※ (1.3.3),[1.3.3](1)による。 工事用車両の駐車場所及び資機材の置場所　※ 仮囲内　(○) 図示　・ その他の施工条件 ・
⑫ 工事の保険	工事請負契約後、速やかに工事目的物、工事材料等に生じる損害、第三者に及ぼした損害を補償する保険を締結する。 保険期間は、工事着工のときから完成期限より２４日後以降までの期間とする。
⑬ 契約保証	※ 金銭的保証方式
⑭ 前払金支出割合区分補正	・ 有　(○) 無
15 交通誘導警備員	交通誘導警備員を配置する場合は、原則として警備業法（昭和４７年法律第１１７号）第４条による認定を受けた警備業者の警備員を配置することとし、建設作業員等の他職種の者を従事させないこととする。ただし、一時的な作業等で、安全確保に対処できると監督職員が認めたものについては、この限りでないものとする。

項　目	特　記　事　項
	配置人員の資格 ・ １名以上／１班は交通誘導警備業務に係る検定合格者（１級又は２級）を配置する工事。 ※ 交通誘導に関し、１名以上／１班は専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置する工事。

資　格	資　格　要　件	配置人数
１、２級交通誘導警備検定合格者（交通誘導警備員Ａ）	交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実施試験を行い、専門的な知識・技能を有すると認めたもの 警備業法における指定講習を受講したもの	人
交通誘導に関し、専門的な知識及び技能を有する警備員等（交通誘導警備員Ｂ）	警備業法における基本的基礎教育及び業務別教育（警備業法 第２条第１項 第２号の警備業務）を現に受けているもので、交通誘導に関する警備業務に従事した期間（実務経験年数）が１年以上であるもの	人

なお、事前に監督職員に検定合格証の写しの資格要件の確認できる資料を提出するものとする。
また、警備員に変更が生じた場合は、速やかに監督職員に同様の資料を提出するものとする。

16 統括安全衛生管理義務者の指名　　労働安全衛生法第３０条第２項に基づき指名をする。　(1.3.5)　[1.3.5]

17 発生材の処理

産業廃棄物の運搬，処分等については、(1.3.9)により適切に処分するものとし、事前に監督職員に処理計画書を提出する。
産業廃棄物の運搬或いは処分を他業者に委託する場合は、本工事についての書面による委託契約を行い、処理計画書にその写しを添付する。
自己処分場で処分する場合は、その処分場が関係法令の規定に適合する旨の資料を提出し、監督職員の現地立会を受けた上で承諾を得る。（積替・保管については同様とする。）
産業廃棄物の収集・運搬に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）施行令に基づく車両への表示及び書面の備え付けを行うこと。
また、産業廃棄物を搬出する車両について、処分場ごとに１台のみ写真撮影し、随時監督職員に報告する。
廃棄物処理法を遵守し、工期内に最終処分（埋立処分、海洋投入処分又は再生）を終了しなければならない。
また、産業廃棄物管理票（以下、「マニフェスト」という。）により適正に処理されていることを確認するとともに、監督職員にそのＥ票の写しを提出しなければならない。
ただし、廃棄物処理法を遵守した上で、工期内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合で、監督職員が認める場合においては、工期内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとする。
この場合、マニフェストにより適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに、監督職員にそのＢ２票の写しを提出しなければならない。また、最終処分終了後速やかにＥ票の写しを提出しなければならない。
なお、廃棄物処理法に定める電子情報処理組織を使用する場合は別途協議する。

・ 引き渡しを要するもの　（ ・ ）
・ 現場再利用を図るもの　（ ・ ）
※ 再生資源化を図るもの　（※ コンクリート　※ コンクリート及び鉄から成る建設資材　※ 木材　※ アスファルトコンクリート　）
※ 有価物処理を図るもの　（※ 金属　）
有価物処理の完了を証明できる書類を提出する。
・ 特別管理産業廃棄物の処理方法　（ ・ ＰＣＢ使用機器　）
ＰＣＢ使用機器は関係法令により適切に処理し、建物管理者に引き渡す。
・ フロン類の回収・破壊を図るもの　（ ・ 業務用エアコンディショナー　・ 冷蔵冷凍機器　）
フロン排出抑制法に従い適切に処理し、工程管理票及びフロン類の回収・破壊の完了を証明できる書類を提出する。
・ 特殊な建設副産物　（ ・ 六ふっ化硫黄ガス　・ イオン化式煙感知器　・　）
開閉器に含まれる六ふっ化硫黄ガスは製造業者に回収を委託し、回収後の機器は適正に処分する。
イオン化式感知器は、製造業者に引き渡す。それぞれの処理が証明できる書類を提出する。
<せっこうボードの処理方法>
ひ素・カドミウム含有せっこうボードの処理
※ 管理型最終処分場で埋立処分　・ 製造業者に処分を委託
石綿含有及びひ素・カドミウム含有せっこうボード以外のせっこうボードの処理
・ 管理型最終処分場で埋立処分　・ 再資源化施設で再資源化　(1.3.9)　[5.1.1]

18 再生資源利用（促進）計画書及び実施書の提出（請負金額100万円以上）

再生資源利用（促進）計画書及び実施書を、建設副産物情報交換システム（コブリス・プラス）により作成し、提出は以下による。
a) コブリス・プラスについては、建設副産物情報センターのホームページ(https://fkplus.jacic.or.jp/)より、利用申請を行う事ができる。
b) 建設資材の利用量の大小や有無に関わらず、紙に出力した再生資源利用計画書及び実施書(建設リサイクルガイドライン様式１)を、完成資料として監督職員に提出する。
c) 建設副産物の発生量及び搬出量の大小や有無に関わらず、紙に出力した再生資源利用促進計画書及び実施書(建設リサイクルガイドライン様式２)を、完成資料として監督職員に提出する。
d) 受注者は再生資源利用（促進）計画書（現場掲示様式）を工事現場の見やすい場所に掲げること。
e) 受注者は作成したデータを含め、再生資源利用（促進）計画書及び実施書を工事完成後５年間保存する。

19 石綿含有材の事前調査

事前調査範囲　※ 改修範囲　・　〈6.1.3〉
貸与資料　※ 有　（ ・ 既存の設計図書　・　）　・ 無
分析調査　※ 書面調査及び現地での目視調査の結果により、監督職員と協議する。　〈6.1.3〉
・ 行う　（ 調査材料使用部位　調査材料名　検体数　）
分析方法　※定性分析　・
定性分析の結果により、定量分析を行う場合は監督職員と協議する。

20 化学物質の室内濃度の測定

※ 別契約の受注者にて実施
濃度測定に際し、当該工事関係者とともに実施日等の調整を図り、協力すること。
・ 本工事にて実施
化学物質の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、報告書を監督職員に提出する。ただし、完成検査前に報告書の提出が困難な場合は、事前に信頼のおける速報等の資料を監督職員に提出する。この場合、後日に正式な報告書を速やかに監督職員に提出しなければならない。
測定する業者の選定にあたっては、あらかじめ監督職員に報告すること。
測定方法　※ 厚生労働省「室内空気中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について」による。
測定対象化学物質　※ ホルムアルデヒド　※ トルエン　※ キシレン　※ エチルベンゼン　※ スチレン　※ パラジクロロベンゼン
測定箇所　（　　）箇所　測定時期　※完成前　・着手前
測定対象室　（　　）　(1.5.8)　[1.6.9]

21 グリーン購入法　　「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）及び「高知県グリーン購入基本原則・基本方針及び実施計画」に基づき、重点調達品目については、積極的に利用すること。　(1.4.1)　[1.4.1]

22 設備機材等　　本工事に使用する材料等のうち、特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。（順不同）また、「評価名簿による」と特記されたものについては、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿」によるもの、又は評価の内容についてこれらと同等と認められるものとする。ただし、同等とする場合は、監督職員の承諾を受ける。　(1.4.2)　[1.4.2]

項　目	特　記　事　項
23 特別な材料の工法	公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、監督職員の承諾を受けて当該材料製造所の指定する工法による。
24 技能士の適用	本工事に該当する工事種目に応じて、下記項目の技能士を適用し、資格を証明する資料を監督職員に提出する。 a) 配管施工（配管工事） b) 熱絶縁施工（保温工事） c) 建築板金施工（ダクト製作及び取付） d) 冷凍空気調和機器施工　(1.5.2)　[1.6.2]
25 完成時の提出物	公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書による。　(1.7.1)　[1.8.2] 機器等はメーカー名、寸法、形式名、品番及び製造番号を記入する。 a) 黒表紙金文字製本（Ａ４版）　１部　※ 要　・ 不要 （完成図、官公庁届出書、取扱説明書、保証書、機器決定図、各種試験成績書、サービス体制表、その他監督職員の指示するもの。） b) 完成図２ツ折り製本（Ａ３版）　１部　(○) 要　・ 不要 c) ＣＡＤデータ（図面１枚につき１ファイル）　１部　※ 要　・ 不要 d) ＰＤＦデータ（全図面を１ファイル）　１部　※ 要　・ 不要 e) 建築物等の利用に関する説明書（説明書（Ａ４版）、電子データ）　１部　・ 要　(○) 不要 f) 工具類（　・ 鋳鉄蓋フック　・ 制水弁ハンドル　・ 掃除口ハンドル　・　）
26 建築物等の利用に関する説明書	作成に当たっては、別契約の関連工事にかかわる説明書との内容の調整を十分行い、なるべく１冊にまとめるよう、関連工事等の受注者と打合せをする。内容及び水準は、国土交通省がホームページ上で公開している「建築物等の利用に関する説明書作成の手引及び作成例」を参考とする。（ http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_kentikubuturiyou_tebiki.html ）
完成図書に当該説明書及び電子データを添付すると共に、施設監理者に別途１部提出する。なお、改修工事については、既存説明書の当該工事対象範囲の記載事項を更新することで当該説明書の作成に替えることができるものとする。　(1.7.3)　[1.8.4]
27 取扱い説明	完成時の提出図書（建築物等の利用に関する説明書を求める場合はこれを含む）を用いて、施設管理者及び使用者に取扱い説明を行う。取扱い説明の日程は、原則として工事目的物の引渡し前とし、監督職員及び施設管理者との協議の上決定する。　(1.7.3)　[1.8.4]
28 不当要求等への対応	暴力団又は暴力団関係者からの不当要求又は工事妨害（以下、「不当介入」という。）の排除については次による。 a) 受注者は、暴力団又は暴力団関係者から工事の施工に関して不当介入を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届け出なければならない。 b) 受注者は、不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届け出なければならない。 c) 受注者は、監督職員及び所轄警察署と協力して、不当介入の排除措置を講じなければならない。 d) 受注者が、不当介入の報告を怠った場合は、「高知市競争入札指名停止措置要綱」に基づき、指名停止措置を行うものとする。
29 不正軽油の使用の禁止	a) 受注者は、工事の施工に当たり、使用する車両及び建設機械等の燃料として、不正軽油を使用してはならない。 不正軽油とは、地方税法第144条の32の規定による県知事の承認を受けないで製造又は譲渡された次のものをいう。 1) 軽油と軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）を混和したもの 2) 軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）と軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）を混和して製造されたもの 3) 自動車の燃料として譲渡・消費される燃料炭化水素（重油、水素等） b) 受注者は、県が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。
30 消防計画	工事着手にあたり、火災等の災害の予防や、使用部分と工事中の部分の安全を確保するため、別契約の関連工事業者と協議の上、「工事中の消防計画書」を作成し、当該施設の防火管理者の承諾を得て届出を行う。
31 工事用水・電力	構内既存の施設（用水）　・ 利用できる（ ※ 有償　・ 無償 ）　※ 利用できない
構内既存の施設（電力）　・ 利用できる（ ※ 有償　・ 無償 ）　※ 利用できない
構内既存の施設を利用し、無償の場合は a)～c)による。
a) 既存設備の水栓等から直接水を使用する場合は、監督職員と協議する。
b) 既存のコンセントから直接電力を使用する場合は、監督職員と協議する。
c) 工事用電源を既存建築物から分岐する場合は、原則として、既設分電盤の共用回路のコンセントからとする。なお、接続する回路の負荷状態等を確認し、既設負荷への波及がないようにする。また、漏電遮断器付コンセント等を使用し、安全の確保を図る。
構内既存の施設を利用し、有償の場合は上記a)～c)にd)～e)を加える。
d) 工事用水は、既存設備に量水器を設けて、仮設配管を施し使用するものとする。
e) 工事用電力は、原則として、既存設備に電力計を設けて、仮設配電盤を設置し、使用するものとする。
四国電力送配電㈱などの架空線に防護管の設置が必要な場合は、監督職員と協議する。
32 仮囲い	※別契約工事　・ 図示
33 砂利地業	原則として再生クラッシャランを使用する。
34 保護砂	原則として再生砂を使用する。
その場合、六価クロム溶出試験を行い、環境基準に適合すること（０．０５ｍｇ／ｌ以下）を確認し監督職員に提出すること。
35 埋戻し	※ 掘削良質土　・ 砕石
36 建設発生土の処理	※ 構外搬出適切処理（搬出前に建設発生土の受入証明及び法令による許可書等を提出する）
(○) 構内指示の場所に敷き均し
・ 構内指示の場所にたい積
・ 構外指示の場所に処分（搬出調書等を提出する）
受入れ施設名：
受入れ場所：
構外の場合、搬出する車両について、処分場ごとに１台のみ写真撮影し、随時監督職員に報告する。
500m3以上を構外搬出適切処理する場合は確認結果表を作成し、再生資源利用計画の添付資料とする。
(https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/kensetuhasseido-hannsyutusaki.html)
37 電気主任技術者への報告	電気設備の設置又は変更については電気主任技術者に報告し、工事立会や竣工検査等の実施、または届け出等に必要な書類図面等の提出について指示に従う。
38 工事特性等	受注者は、自ら立案した工事特性、創意工夫、社会性等のそれぞれの評価項目について、実施しようとする場合は、事前に実施内容を所定の様式で監督職員に提出すること。また、実施後、工事完成時までに所定の様式に実施状況の分かる図面や状況写真等を添付して監督職員に提出すること。

高知市 都市建設部 公共建築課

工事名		係	係長	課長補佐	課長	図面番号
中山間地域活性化高川第２・第３住宅新築電気設備工事		森脇	伊藤		松木	E － 01
図面名	特記仕様書（1）	更新日	2026.07.01	作図	年　月　日	

項　目	特　記　事　項
電気設備特記仕様	
① 機材	メーカーリストによる。
② 他工事との取り合い	はり貫通部の スリーブ　※ 本工事　・ 別途工事 補　強　・ 本工事　※ 別途工事 自動開閉装置を取付ける防火戸の切込み、補強及びドアーチェック、フロアーヒンジ ・本工事　※ 別途工事 天井埋込型器具の取付箇所の下地材の切込み及び補強　・ 本工事　※ 別途工事(墨出しは本工事) ただし、ダウンライト等、切込み寸法が 小さい場合は除く 天井点検口の取付箇所の下地材の切込み及び補強　・ 本工事　※ 別途工事(墨出しは本工事) 軽量鉄骨壁のボックス取付用の下地材の切込み及び補強　※ 本工事　・ 別途工事 埋込型分電盤、端子盤等の 仮　枠　※ 本工事　・ 別途工事 補　強　・ 本工事　※ 別途工事 照明器具、幹線等の吊ボルト用インサート　※本工事　・ 別途工事 屋内の電気室、自家発電室などの基礎、防油堤、ピット(ふたを含む)　・ 本工事　※ 別途工事 屋外の受変電設備基礎　※ 本工事　・ 別途工事 動力機器（電動機など）への接続　※ 本工事　・ 別途工事 電話保安器用接地　※本工事　・ 別途工事
③ 電線類	ＥＭケーブルとする。ＥＭケーブルで規格等の記載のないものは、ハロゲン及び鉛を含まない材料で構成されたものとする。 耐火ケーブル（ＦＰ）及び耐熱ケーブル（ＨＰ）はシースに耐燃性ポリエチレンを用いたものとする。
④ 電線管	屋外露出配管 鋼管を使用する場合　※溶融亜鉛めっき　・プライマ処理後指定色塗装（２回塗り） ビニール電線管を使用する場合　※カラー管を使用する ＰＦ管は単層管（タイプ－25）とする。
⑤ 呼び線	長さ１ｍ以上の入線しない電線管には1.2mm以上の樹脂被覆鉄線を挿入する。
⑥ フラッシプレート材質	⊙樹脂製　・ 新金属　・ ステンレス
7 カバープレート	用途別表示としてシール等を貼付する。
⑧ 接地極	※ 下記による。なお接地棒ＥＢの長さは1,500mmとする。 ・ 図面特記による。

接地の種類	記号	接地抵抗値	接地極
共同接地	ＥＡＥＤ	10Ω 以下	ＥＢ（14φ）ｘ３連－２組
Ａ種	ＥＡ	10Ω 以下	ＥＢ（14φ）ｘ３連－２組
Ｂ種	ＥＢ	200Ω 以下	ＥＢ（14φ）ｘ３連－２組
Ｃ種	ＥＣ	10Ω 以下	ＥＢ（14φ）ｘ３連－２組
Ｄ種	ＥＤ	100Ω 以下	ＥＢ（10φ）ｘ１
雷保護	ＥＬ	10Ω 以下	ＥＰ ×１
高圧避雷器	ＥＬＨ	10Ω 以下	ＥＢ（14φ）ｘ３連－２組

⑨ 埋設表示	雷保護設備用及び共同接地極の表示　・黄銅板製　・ステンレス製 上記以外の接地極及び地中配線の表示　80㎜ x 300のコンクリート杭又は、プラスチック杭に方向種別を彫り込んだもの。 ただし、舗装された場所は鉄製ピンとする。 地中配線には電圧、線路長に関係なく標識シート（ダブル）を管頂と地表面の中間に設ける。
10 再使用機器	取外し再使用機器は、清掃及び絶縁抵抗測定の上、取付のこと。　[1.4.3]
11 絶縁抵抗等の測定	工事着手前に既存の電気設備の絶縁抵抗等を測定し、測定表を監督職員に提出する。
⑫ 補修など	工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならい補修する。
⑬ 屋上・屋側の支持金物	原則としてステンレス製とする。（装柱金物は除く）
14 結露防止	内側断熱施工される構造体のコンクリートに埋込むボックス等には、断熱材等を取り付ける。
15 はつり	既存のコンクリート床・壁などの配管貫通部の穴開けは、原則としてダイヤモンドカッターを用いる。
16 あと施工アンカー	あと施工アンカー作業における技能者は、あと施工アンカー工事の施工に関する十分な経験と技能を有するものとする。
⑰ 配線器具	タンブラスイッチは大角型連用形（ネーム入）とする。 壁付コンセントは原則として大角型連用形とし、連用形以外はプラグ付とする。 単相200Ｖ、発電機回路等のコンセントは、プレートに電圧・電源等の表示を行う。 呼出ボタンは点字付とする。
⑱ 照明器具等の接地	接地線は原則として IE 1.6mm以上(緑色)とする。また、ケーブルの一芯を使用する場合は、緑色の芯線とする。
⑲ 照明器具用位置ボックス	ケーブル配線の位置ボックスは原則としてアウトレットボックスとする。 ケーブル配線で照明器具が送り端子付のもの（定格電流15Ａ以上）及び配線が末端となるものは位置ボックスを設けなくてよい。

項　目	特　記　事　項
20 非常用照明の照度測定	各部屋２箇所以上を測定し、避難動線を考慮した位置とする。
21 一般照明の照度測定等	照明全数において、センサの動作及び機能の確認を含む照度測定を行い、測定結果を監督職員に提出する。 ※照度測定　（ 100%点灯時　（ ※夜間　・昼間 ））　・昼光率 （ 調光制御点灯時（ ※夜間　※昼間 ）） ※照度測定基準：JIS C 7612に準じて行うこと。
22 受変電設備	・ 電力ヒューズ（現用の定格値）を予備用に同数量納入し、電気室等に保管する。 ※ SOG制御装置の外箱は原則としてステンレス製とする。 ※ 変圧器に防振ゴムを取り付ける場合は、地震による変位を抑制するための機能を要する。
23 テレビ共同受信設備	分岐器、分配器、直列ユニットはＣＳ・ＢＳ・ＵＨＦ共用形(デジタル放送対応品)とする。 電界強度の測定　・ 要　・ 不要 (a)受信レベル　(b) ビット誤り率（BER）　(c) 変調誤差比（MER）　(d) 受信画質 ※ 測定内容に関しては、監督職員と協議すること。
24 構内埋設線路	埋設深さ　・ 一般敷地　600mm以上　・ 舗装道路　600mm以上　・ 公道　800mm以上 地中管路には、管下50mm、管上100mm程度保護砂を入れる。
25 ハンドホール	水抜き穴は現場の水位を確認の上、要否を検討すること。
26 耐震施工	設備機器の固定等は、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修の「建築設備耐震設計・施工指針（2014年版）」及び建設大臣官房官庁営繕部監修の「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説（平成８年版）」　による。 局部震度法による設計用標準震度は、構造体の耐震安全性の分類、設備機器の重要度及び設置階により、選定する。 なお、施工に先立ち、耐震強度計算書を監督職員に提出し、承認を受けるものとする。 備考　100kg以上の機器に適用するが、それ以下の機器については監督職員と協議する。 地域係数は1.0とし、設計用鉛直地震力は設計水平地震力の1/2とする。 施設の分類　・特定の施設　・一般の施設 重要機器　・受変電設備　・自家発設備　・蓄電池設備　・無停電電源装置　・幹線用分電盤 ・その他（　）

局部震度法による建築設備機器（水槽を除く）の設計用標準水平震度

設置場所	耐震安全性の分類			
	特定の施設		一般の施設	
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
耐震クラス	S	A		B
上層階 屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)
中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)
１階及び地下階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)

備考　（ ）内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。

太陽光発電（太陽電池アレイ）用基礎の強度計算に用いる用途係数

用途	特定の施設 （極めて重要な太陽光発電システム）	一般の施設 （通常の太陽光発電システム）
用途係数	1.32	1.0

備考　通常の太陽光発電システムの風速の設計用再現期間を50年とし、これが用途係数の1.0に相当する。

27 特定天井への対応	天吊り機器等の施工方法は、「建築物における天井脱落対策に係る技術基準」に適合すること。
28 風圧力	本工事に使用する材料及び工法は、建築基準法に基づき定まる風圧力に対応したものとし、速度圧を求める場合の風速(Vo)及び地表面粗土区分は、次の数値とする。（ポール型照明についてはJIL1003を適用とする。） 風速(Vo)：・ 38m/sec（ ・コンクリート柱　・ テレビアンテナ　・ 避雷針　・ 太陽光電池アレイ　・　） ⊙60m/sec（ ⊙ポール型照明　・　）

地表面粗土区分：　※　Ⅲ

機　器　取　付　高

壁付、壁掛形の機器等の取付高さは、図面に記載のない場合は原則として下表による。
ただし、監督職員の指示により変更することがある。

名　称	測　点	取付高 （mm）
ブラケット（一般）	床上～中心	2,100
ブラケット（踊場）	床上～中心	2,500
ブラケット（鏡上）	鏡上端～中心	150
避難口誘導灯	床上～下端	1,500以上
廊下通路誘導灯	床上～上端	1,000以下
スイッチ（一般）	床上～中心	1,300
スイッチ（住宅）	床上～中心	1,200
スイッチ（バリアフリートイレ）	床上～中心	※1
コンセント、電話用アウトレット、直列ユニット（一般）	床上～中心	300
コンセント、電話用アウトレット、直列ユニット（和室）	床上～中心	150
コンセント、電話用アウトレット、直列ユニット（台上）	台上～中心	150
コンセント（保育園）	床上～中心	1,100～1,200　※1
コンセント（車庫）	床上～中心	800
引込開閉器箱（低圧）	床上～中心	1,500
分電盤、制御盤	床上～中心	1,500（上端1,900以下）
ホーム分電盤	床上～中心	（下端2,000以下）　※1
開閉器箱	床上～中心	1,500

機　器　取　付　高

接地用端子箱	地上、床上～中心	500
雷保護接地端子箱	床上～下端	800
接地極埋設標	地上～中心	600
室内端子盤（廊下、室内）	床上～下端	300
中間端子盤（ＥＰＳ、電気室）	床上～中心	1,500
親時計	床上～中心	1,500（上端1,900以下）
子時計、スピーカ	床上～中心	（天井高）×0.9　※2
アッテネータ	床上～中心	1,300
インターホン	床上～中心	1,300
外部受付用インターホン子機	床上～中心	※1
呼出ボタン（バリアフリートイレ）	床上～中心	※1
復帰ボタン（バリアフリートイレ）	床上～中心	1,800
廊下表示灯（バリアフリートイレ）	床上～中心	2,000
テレビ機器収容箱	床上～中心	1,800
火報受信機（複合盤）	床上～操作部	800～1,500
副受信機	床上～中心	1,500
火報総合盤	床上～中心	800～1,500
ガス漏れ検知器（ＬＰガス）	床上～中心	300
ガス漏れ検知器（都市ガス）	天井面～中心	（天井面）-200

備考　※1　別途監督職員と協議すること。 ※2　天井高が、2,500～3,000mmの場合に適用する。

メ　ー　カ　ー　リ　ス　ト

機材名	メーカー名
電線管類・同付属品	JISによる
電線類等	公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)令和７年版　(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）による
耐火・耐熱ケーブル	登録認定機関の認定を受けている旨の表示をしたもの
配線器具類	JISによる
非常用照明器具	公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)令和７年版　(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）による
誘導灯器具	登録認定機関の認定証票が貼付されたもの
照明器具	岩崎電気　東芝ライテック　パナソニック　三菱電機照明　コイト電工
高圧交流遮断器	東芝　日新電機　日立製作所　富士電機　三菱電機　明電舎　東光高岳 愛知電機工作所（※電圧7.2KVにおいて遮断電流12.5KA以下のもの）
配線用遮断器	JISC8201-2-1による
漏電遮断器	JISC8201-2-2による
高圧限流ヒューズ	エナジーサポート　東芝　富士電機　三菱電機　日立製作所
高圧負荷開閉器	上記５社のほか　大垣電機　戸上電機製作所
電磁開閉器類	JISC8201、JEM1038による
高圧進相コンデンサ	指月電機製作所　東芝　日新電機　ニチコン　パナソニック　三菱電機 利昌工業（※モールドコンデンサに限る）
低圧進相コンデンサ	JISによる
高圧用変圧器	愛知電機　ダイヘン　東光高岳　東芝　日新電機　日立製作所　富士電機　パナソニック　三菱電機 明電舎　利昌工業（※モールド変圧器に限る）
自家発電装置	日本内燃力発電設備協会の認定証票が貼付されたもの
蓄電池設備	防災電源用は登録認定機関の認定証票が貼付されたもの
整流装置 認定品目等で指定されているものは除く	レゾナック　古河電池　パナソニック　ＧＳユアサ　明電舎　サンケン電気
交流無停電電源装置 容量200KVA以下蓄電池を除く	京三製作所　サンケン電気　レゾナック　東光高岳　東芝　日本電気精器　日立製作所 富士電機　古河電池　パナソニック　三菱電機　明電舎　ＧＳユアサ
一般放送装置（消防用以外）	ＴＯＡ　JVCケンウッド　パナソニック
電気時計	シチズンＴＩＣ　セイコータイムクリエーション　パナソニック
自動閉鎖装置	連動機構・装置等自主評定委員会の自主評定マークが貼付されたもの
非常放送装置	登録認定機関の認定証票が貼付されたもの
非常警報装置（非常ベル）	登録認定機関の認定証票が貼付されたもの
火災報知装置	登録検定機関の検定合格証票が貼付されたもの
テレビ共聴機器	ＤＸアンテナ　東芝ライテック　パナソニック　マスプロ電工　HVSエンジニアリング
避雷針	大阪避雷針工業　NIPエンジニアリング　東京避雷針工業
インターホン・ナースコール	アイホン　ケアコム　パナソニック　東芝ライテック
電話交換装置	登録認定機関の適合マーク、技術基準適合自己確認マークが貼付されたもの
ホーム分電盤	パナソニック　東芝ライテック　日東工業　テンパール工業　河村電器産業　内外電機
盤類	イトウテック　共栄電機工業　光電設
舞台照明装置	松村電機製作所　東芝ライテック　パナソニック　丸茂電機
音響・映像装置	パナソニック　ＴＯＡ　ソニー　ヤマハ　パイオニア　JVCケンウッド　三菱電機
中央監視制御装置	azbil　パナソニック　東芝　富士通　日立製作所　富士電機　明電舎
昇降機設備	日立製作所　東芝エレベータ　日本オーチス・エレベータ　フジテック　日本エレベータ　三菱電機
太陽光発電システム	パナソニック　京セラ　東芝　三菱電機　ＧＳユアサ　シャープ　明電舎

※　メーカーリスト以外の機材でも監督職員が同等品以上と認めた場合、若しくは評価名簿に記載されたものについてはこれによらない。

打　合　せ　事　項

官公庁等名		打合せ日時	令和　年　月　日
打合せ事項			

官公庁等名		打合せ日時	令和　年　月　日
打合せ事項			

官公庁等名		打合せ日時	令和　年　月　日
打合せ事項			

高知市　都市建設部　公共建築課

工事名	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
中山間地域活性化高川第２・第３住宅新築電気設備工事	森脇	伊藤		松末	E － 02
図面名　特記仕様書（２）　更新日　2026.07.01　作図　年　月　日					

工事区分表

区分は ○ 印を適用する

躯体関係

	項目	建	電	機		備考
1．RC造（梁・壁・床）の貫通口・開口部	貫通ｽﾘｰﾌﾞ		○	○		各工事の開口用
	貫通ｽﾘｰﾌﾞの補強	○				各工事の開口用
	開口補強を要する型枠材及び取付	○				
	開口部の補強	○				
	開口補強を要しない型枠材及び取付	○				
	貫通口・開口部の墨出し		○	○		各工事の開口用
	ｽﾘｰﾌﾞ・型枠の穴埋め		○	○		各工事の開口用
	予備ｽﾘｰﾌﾞの穴埋め	○				防火区画・防煙区画・界壁
2．S・SRC造（梁・壁・床）の貫通口・開口部	S・SRC造鉄骨貫通鋼管ｽﾘｰﾌﾞ・補強					
	開口補強を要する型枠材及び取付					
	開口部の補強					
	開口補強を要しない型枠材及び取付					
	貫通ｽﾘｰﾌﾞ					
	貫通口・開口部の墨出し					
	ｽﾘｰﾌﾞ・型枠の穴埋め					
	予備ｽﾘｰﾌﾞの穴埋め					
3．設備機器の基礎	屋上設備の基礎					
	屋上基礎で作欠コンクリートにｱﾝｶｰしない軽微なもの					
	室内設置の基礎					
	室内設置の基礎（電気・自家発電）					
	受水槽基礎					
	屋外設置の基礎	○				
	機器取付用ｱﾝｶｰ・架台		○	○		
	設備機器ﾒﾝﾃﾅﾝｽ歩廊					
4．昇降機関連	昇降路及び機械室の築造					
	各階出入口三方枠及び位置表示器・乗場ﾎﾞﾀﾝ取付用開口部の袖枠穴明け					
	三方枠・出入口扉					
	乗場機器取付後の壁・床・天井仕上					
	ﾋﾟｯﾄの防水仕上					
	昇降路天井のﾌｯｸ設置					
	昇降路がRC造の時の躯体・中間ﾋﾞｰﾑﾌﾞﾗｹｯﾄ他昇降路内の鉄製部材一式					
	昇降路がS造の時の中間ﾋﾞｰﾑﾌﾞﾗｹｯﾄ受けﾋﾞｰｽ					
	電源及び接地線工事					
	ﾋﾟｯﾄの点検用ｺﾝｾﾝﾄ					
	煙感知器設置工事					
	停電時非常電源識別接点引込み工事					
	火災時識別ﾘﾚｰ接点引込み工事					
	放送用信号線引込み工事					
	ｲﾝﾀｰﾎﾝ・ｴﾚﾍﾞｰﾀｰ監視盤の昇降路外配管工事					
	同上配線工事					
	ﾋﾟｯﾄ点検用ﾀﾗｯﾌﾟ					
	乗場敷居受け					
	ｴﾚﾍﾞｰﾀｰ監視盤への電源引込み工事					

仕上関係

	項目	建	電	機		備考
1．軽鉄天井下地 木壁下地	補強を要するﾎﾞｰﾄﾞの切込み及び下地の補強	○				
	補強を要しないﾎﾞｰﾄﾞの切込み	○				
	開口部の墨出し		○	○		各工事の開口用
	ﾗﾌﾞ天井仕上材の器具廻り取合い					
2．既製間仕切り	切込み及び補強					
	位置ﾎﾞｯｸｽ					各工事用
3．吊ﾎﾞﾙﾄ及びｲﾝｻｰﾄ	設備機器・器具・配管・ﾀﾞｸﾄ用		○	○		各工事用
	S造の場合 設備吊ﾎﾞﾙﾄ用構造部材					打合せによる
4．外壁廻り	外壁ｶﾞﾗﾘ及びﾀﾞｸﾄ接続用ﾌﾗﾝｼﾞ					
	ｳｪｻﾞｰｶﾊﾞｰ・ﾍﾟﾝﾄﾞｷｬｯﾌﾟ			○		
	換気扇			○		
	換気扇用枠			○		
5．ｷｯﾁﾝ廻り	流し台・吊戸棚・ﾌｰﾄﾞ・水切り棚・ｺﾝﾛ台	○				
	湯沸器（ｶﾞｽ給湯器・電気給湯器）			○		
	ﾚﾝｼﾞﾌｰﾄﾞ換気扇	○				
	排気ﾌｰﾄﾞ			○		
	ﾐﾆｷｯﾁﾝ本体					
	ﾐﾆｷｯﾁﾝ用手元灯					
	ﾐﾆｷｯﾁﾝ用混合栓					
	ﾐﾆｷｯﾁﾝ用換気送風機・ﾀﾞｸﾄ					
	ﾐﾆｷｯﾁﾝ用衛生配管					
	流し台用衛生配管			○		
6．便所廻り	洗面ｶｳﾝﾀｰ（既製品）			○		
	洗面ｶｳﾝﾀｰ（既製品以外）			○		
	鏡（規格寸法品）			○		
	鏡（規格寸法品以外）			○		
	衛生陶器及び水栓類			○		
	ﾍﾟｰﾊﾟｰﾎﾙﾀﾞｰ・ﾀｵﾙ掛け			○		
	便器廻り手摺			○		
	洗面ｶｳﾝﾀｰ廻り手摺			○		
	洗面器・手洗器廻り手摺			○		
	既製品ｶｳﾝﾀｰと建築部材とのｼｰﾘﾝｸﾞ			○		
	衛生陶器廻りのｼｰﾘﾝｸﾞ			○		
7．浴室廻り	ﾕﾆｯﾄﾊﾞｽ・ﾕﾆｯﾄｼｬﾜｰ	○				
	同上 出入口壁取合い枠	○				
	既製品浴槽（風呂釜含む）					
	浴槽廻り手摺	○				
	洗い場廻り手摺	○				
	浴槽・洗い場の排水金物	○				
	洗濯機ﾊﾟﾝ			○		
	浴室換気扇			○		
8．扉廻り	ﾄﾞｱﾀﾞﾗﾘ・ｱﾝﾀﾞｰｶｯﾄ	○				
9．その他	二重ﾋﾟｯﾄ及びﾄﾗﾝﾁのﾏﾝﾎｰﾙ蓋					
	機器搬入用ﾌｯｸ・ﾋﾞｰﾑ					
	化粧ﾏﾝﾎｰﾙ上蓋及び蓋の仕上					
	点検口（天井・床下・壁）	○				
	排煙口などの天井仕上材の取付					
	自動閉鎖装置を取付ける防火戸の切込み補強					
	消火器ﾎﾞｯｸｽ					
	厨房用ｸﾞﾘｽﾄﾗｯﾌﾟ					
	ﾄﾗﾌ・ﾋﾟｯﾄ類（蓋を含む）					
	地下各水槽躯体及び防水・ﾏﾝﾎｰﾙ・ﾀﾗｯﾌﾟ					
	ＡＬＣ板・壁開口・補強					
	油ｻｰﾋﾞｽﾀﾝｸの防油堤					
	ﾌﾘｰｱｸｾｽﾌﾛｱ内の防水堤					
	冷媒用貫通ｽﾘｰﾌﾞ及びｶｰﾗｰｷｬｯﾌﾟ			○		

屋外排水・外構

	項目	建	電	機		備考
1．雨水	屋外雨水排水設備			○		
	桝及び桝蓋			○		
	ﾙｰﾌﾄﾞﾚｲﾝ	○				
	ﾗｲﾃ樋（建物内配管含む）	○				
	横引き配管（地中部分）			○		
2．雑排水・汚水	屋外雑排水及び屋外汚水排水設備			○		
	桝及び桝蓋			○		
	化粧ﾏﾝﾎｰﾙ上蓋及び蓋の仕上					
3．煙突	煙突					
	発電機室から煙突までの排気管					
	煙道接続用ｽﾘｰﾌﾞ					
4．浄化槽の躯体	現場施工型					
	ﾕﾆｯﾄ型			○		
5．地下貯油槽	ﾀﾝｸ室の躯体					
	ﾀﾝｸ室の乾燥砂充填					
	ﾀﾝｸ室のﾀﾝｸ本体及び配管					自家発電用は電気
	ﾀﾝｸ室を設けない場合のﾀﾝｸ及び設置工事					自家発電用は電気
6．その他	駐車場ｶﾞｰﾄﾞﾘﾌﾄｽﾗｯﾌﾟ					
	機械式駐車装置					

電気配線・配管

	項目	建	電	機		備考
	機器附属の制御盤以降の配線・配管（接地線共）			○		二次側
	機器附属の制御盤への電源供給配線・配管		○			一次側
	自動制御と動力盤との電源供給の渡り配線・配管					
	自動扉への電源供給					
	自動扉ﾎﾞｯｸｽ及び配管					
	自動扉本体及びﾎﾞｯｸｽ以降の配線					
	電動ｼｬｯﾀｰ電源供給					
	電動ｼｬｯﾀｰ操作ｽｲｯﾁ用位置ﾎﾞｯｸｽ及び配管					
	電動ｼｬｯﾀｰ本体・操作ｽｲｯﾁ及びその間の配線					
	機器と附属操作ｽｲｯﾁの渡り配線			○		
	機器と操作ｽｲｯﾁの渡り配線			○		
	小便器用節水装置への電源供給					
	注油口内ｱｰｽ端子よりのｱｰｽ用配線・配管					
	防火戸の連動制御ﾘﾚｰ・煙感知器・吸着盤・ｽﾌﾟﾘﾝｸﾗｰ発信装置の取付					
	上記の配線					
	防火・防煙ｼｬｯﾀｰ及び二次側配線					
	上記連動制御器・煙感知器の取付及び配線					
	防煙ﾀﾞﾝﾊﾟｰ					
	上記連動制御器・煙感知器の取付及び配線					
	排煙口					
	上記連動制御器・煙感知器の取付及び配線					
	電気錠への電源供給					
	避雷導体間の接続工事					

訂正	月．日		高知市都市建設部公共建築課	係	係長	課長補佐	課長
	．			森脇	伊藤		松木
	．						
	．						

株式会社 掛水環境研究所
一級建築士事務所 高知県知事登録 第１３５５号
一級建築士大臣登録 第８３９４９号 川村 実
高知市南久万２０４番地８ TEL 875-5812 FAX 826-7136

設計年 月 日	承認	工事名称	図面番号
2025.12		中山間地域活性化高川第２・第３住宅新築電気設備工事	E－０３
設計 角田 憲彦	検図 濱口 隼人	図面名称 工事区分表	縮尺 S= NOSCALE

建築地：高知市土佐山高川1535番地３、1538番地

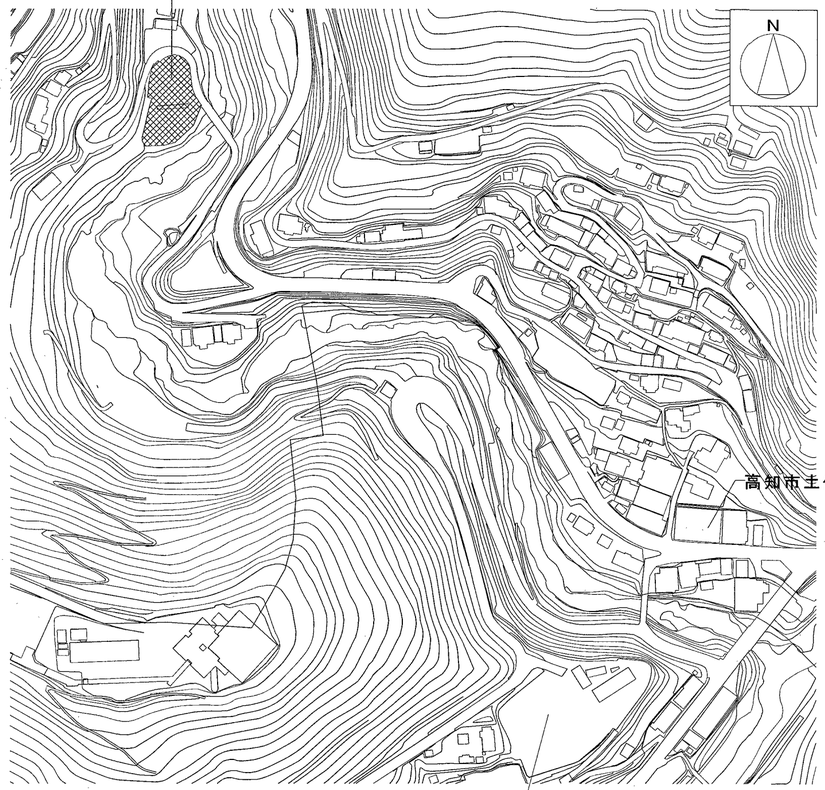

工事概要
高川第２、第３住宅新築工事に伴って必要となる電気設備工事一式。

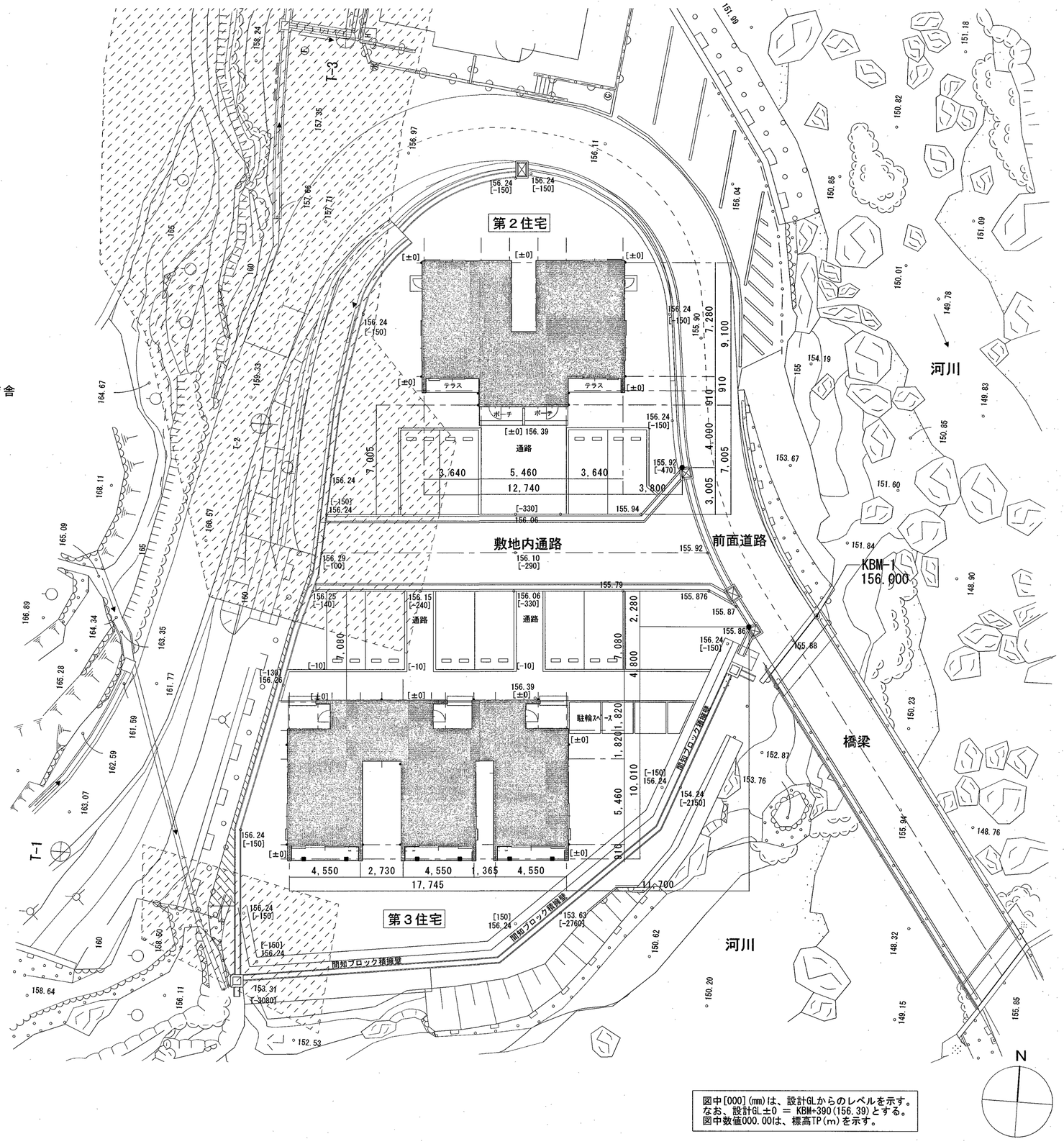

図中[000](mm)は、設計GLからのレベルを示す。
なお、設計GL±0 ＝ KBM+390(156.39)とする。
図中数値000.00は、標高TP(m)を示す。

訂正	月．日		高知市都市建設部公共建築課	係	係長	課長補佐	課長	株式会社 掛水環境研究所 一級建築士事務所 高知県知事登録 第１３５５号 一級建築士大臣登録 第８３９４９号 川村 実 高知市南久万２０４番地８ TEL 875-5812 FAX 826-7136	設計年 月 日 2025.12	承認	工事名称 中山間地域活性化高川第２・第３住宅新築電気設備工事	図面番号 E－０４
	．			森脇	伊藤		松木		設計 角田 憲彦	検図 濱口 隼人	図面名称 工事概要・付近見取図・配置図	縮尺 S=1/200
	．											
	．											

A　LEDダウンライト

5000K

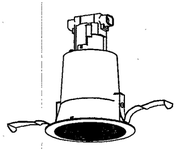

8101m程度
埋込開口100mm　口金E26
電圧１００Ｖ
ＬＥＤ電球共

B　LEDダウンライト

5000K

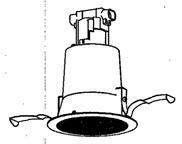

11601m程度
埋込開口100mm　口金E26
電圧１００Ｖ
ＬＥＤ電球共

C　ＬＥＤキッチンライト　２０形相当

5000K

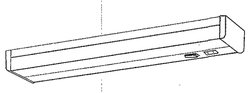

器具光束９８０１m程度、電圧１００Ｖ
拡散タイプ、棚下直付型、コンセント付
スイッチ付

D　ＬＥＤブラケット　６０形相当

5000K

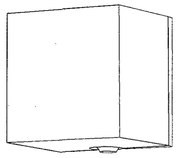

5501m程度、防雨型
電圧１００Ｖ
明るさセンサ付

E　LED防犯灯

5500K

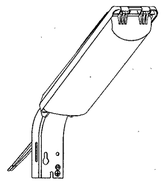

LBF2RP-10

外灯用ﾎﾟｰﾙ

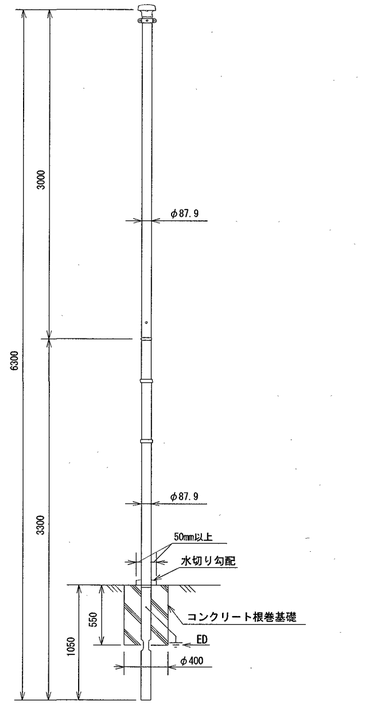

用　途	電灯	
全　長	6．3m	
表面処理	ポール本体	フローコート溶融亜鉛めっき後ポリエチレン樹脂被覆

LBF2RP-10

凡　例　幹線設備

◒	引込柱	
▨	埋設標示標(鉄製)	
▣	ﾊﾝﾄﾞﾎｰﾙ H1-6、鉄蓋 R2K-60	
▩	引込盤	
◢	電灯分電盤　単線結線図参照	
図中、明記のない配線は下記による		
Ⓐ	EM-CET22sq	床下ｺﾛｶﾞｼ
Ⓑ	EM-CET22sq(FEP50)	地中埋設
Ⓒ	EM-CE3.5sq-2C、IE3.5sq (FEP30)	地中埋設
Ⓓ		
Ⓔ	EM-CET22sq(HIVE54)	管内
Ⓕ	EM-CE3.5sq-2C(HIVE22)	管内
Ⓖ	EM-IE3.5sq(VE16)	管内

凡　例　電灯設備

●	埋込ﾜｲﾄﾞｽｲｯﾁ　1P15A	樹脂ﾌﾟﾚｰﾄ
●3	埋込ﾜｲﾄﾞｽｲｯﾁ　3W15A	〃
●●	埋込ﾜｲﾄﾞｽｲｯﾁ　1P15A×2	〃
●3	埋込ﾜｲﾄﾞｽｲｯﾁ　1P15A、3W15A	〃
3 3	埋込ﾜｲﾄﾞｽｲｯﾁ　3W15A×2	〃
○L	埋込ﾜｲﾄﾞｽｲｯﾁ　1P15A、1PL15A	〃
○L(24H)	埋込ﾜｲﾄﾞｽｲｯﾁ　1P15A、1PL15A(機械設備支給)	〃
3	埋込ﾜｲﾄﾞｽｲｯﾁ　1P15A×2、3W15A	
●	埋込ﾜｲﾄﾞｽｲｯﾁ　1P15A×2、1PL15A	
(1)	引掛けｼｰﾘﾝｸﾞ　6A	
▽	換気扇(建築工事及び機械設備工事)　電源接続は本工事	
図中、明記のない配線は下記による		
F2	EM-EEF1.6-2C	天井ｺﾛｶﾞｼ
	EM-EEF1.6-3C	〃
F4	EM-EEF1.6-2C×2	〃
F5	EM-EEF1.6-2C+1.6-3C	〃
F6	EM-EEF1.6-3C×2	〃
F7	EM-EEF1.6-3C+1.6-2C×2	〃
F8	EM-EEF1.6-3C×2+1.6-2C	〃
2F3	EM-EEF2.0-3C	〃

壁内立上げ、立下げはPF管で保護すること。

凡　例　コンセント設備

⊖	埋込ｺﾝｾﾝﾄ　2P15A×1	樹脂ﾌﾟﾚｰﾄ
⊖2	埋込ｺﾝｾﾝﾄ　2P15A×2	〃
⊖E	埋込ｺﾝｾﾝﾄ　2P15A×1　E付	〃
⊖2E	埋込ｺﾝｾﾝﾄ　2P15A×2　E付	〃
⊖EET	埋込ｺﾝｾﾝﾄ　2P15A×1　EET付	〃
⊖2EET	埋込ｺﾝｾﾝﾄ　2P15A×2　EET付	〃
⊖AC	埋込ｺﾝｾﾝﾄ　2P15/20A×1　EET付	〃
⊖AC(200V)	埋込ｺﾝｾﾝﾄ　200V 2P15/20A×1　EET付	〃
⊖	埋込ｺﾝｾﾝﾄ　2P15A E付+ﾃﾚﾋﾞ直列ﾕﾆｯﾄ	〃
⊖WP	防水ｺﾝｾﾝﾄ　2P15A×2　EET付　ﾃﾞｻﾞｲﾝ型	
⊖WP·N	防水ｺﾝｾﾝﾄ　2P15A×1　EET付　入線機能付　ﾃﾞｻﾞｲﾝ型	
⊖2E(弱電盤用)	露出ｺﾝｾﾝﾄ　2P15A×2　E付	
R	給湯器ﾘﾓｺﾝ(機械設備)　※空配管、ﾎﾞｯｸｽは本工事	
◢	電灯分電盤　単線結線図参照	
図中、明記のない配線は下記による		
2F2	EM-EEF2.0-2C	天井ｺﾛｶﾞｼ
	EM-EEF2.0-3C	〃
(PF16)	空配管	PF16ｲﾝﾍﾞｲ

壁内立上げ、立下げはPF管で保護すること。

凡　例　弱電・火災報知設備

▣	直列ユニット SH-7F+埋込ｺﾝｾﾝﾄ 2P15A×2 E付　樹脂ﾌﾟﾚｰﾄ	
◉	ﾉｽﾞﾙﾌﾟﾚｰﾄ（情報用）	〃
S A	住宅用煙感知器　電池式　親機	
S	住宅用煙感知器　電池式　子機	
(t)	ﾄﾞｱﾎﾝ ﾓﾆﾀ付 親機	
t	ﾄﾞｱﾎﾝ ｶﾒﾗ付 子機	
✉	TV機器収納箱 有効寸法W300×H200×D70以上	
⊗	防雨入線ｶﾊﾞｰ　樹脂	
図中、明記のない配線は下記による		
5C	EM-S5C-FB	天井ｺﾛｶﾞｼ
0.9	EM-AE0.9-2C	PF16ｲﾝﾍﾞｲ
C	空配管	PF22ｲﾝﾍﾞｲ

壁内立上げ、立下げはPF管で保護すること。

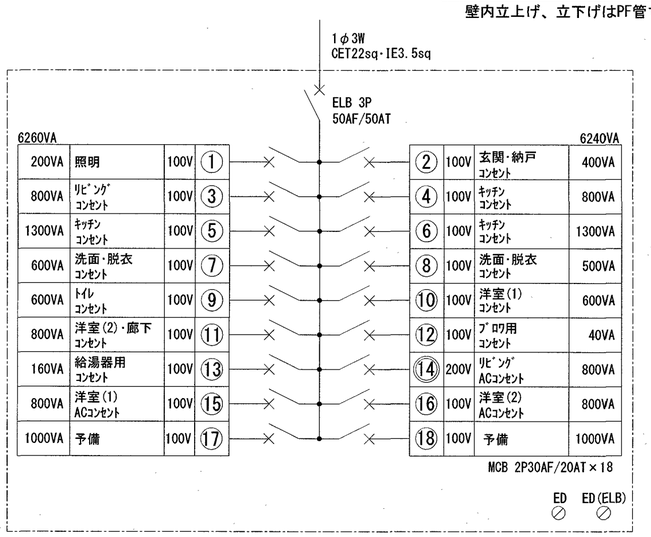

第2住宅分電盤結線図
樹脂製露出型　壁掛　ｶﾊﾞｰ付

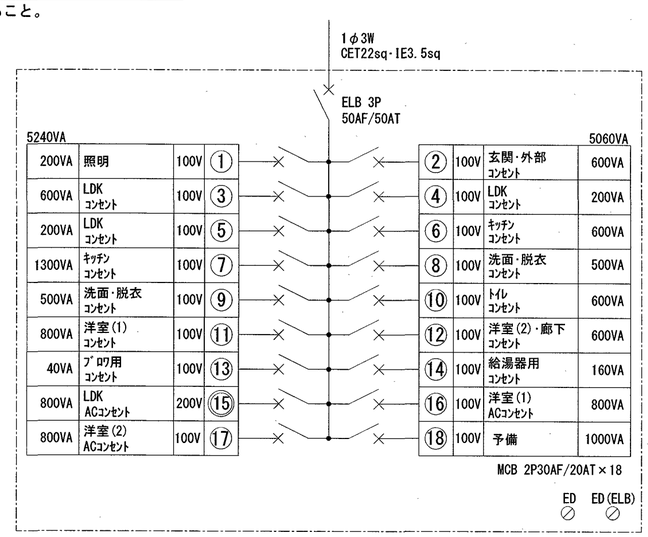

第3住宅分電盤結線図
樹脂製露出型　壁掛　ｶﾊﾞｰ付

訂正	月．日		係	係長	課長補佐	課長	設計年 月 日	承認	工事名称	図面番号
	．		森脇	伊藤		松木	2025.12		中山間地域活性化高川第２・第３住宅新築電気設備工事	Ｅ－０５
	．						設計	検図	図面名称	縮尺
	．						角田　憲彦	濱口　隼人	凡例・照明器具参考姿図・分電盤結線図	NOSCALE

高知市都市建設部公共建築課

株式会社 掛水環境研究所
一級建築士事務所 高知県知事登録 第１３５５号
一級建築士大臣登録 第８３９４９号　川村　実
高知市南久万２０４番地８　ＴＥＬ ８７５－５８１２　ＦＡＸ ８２６－７１３６

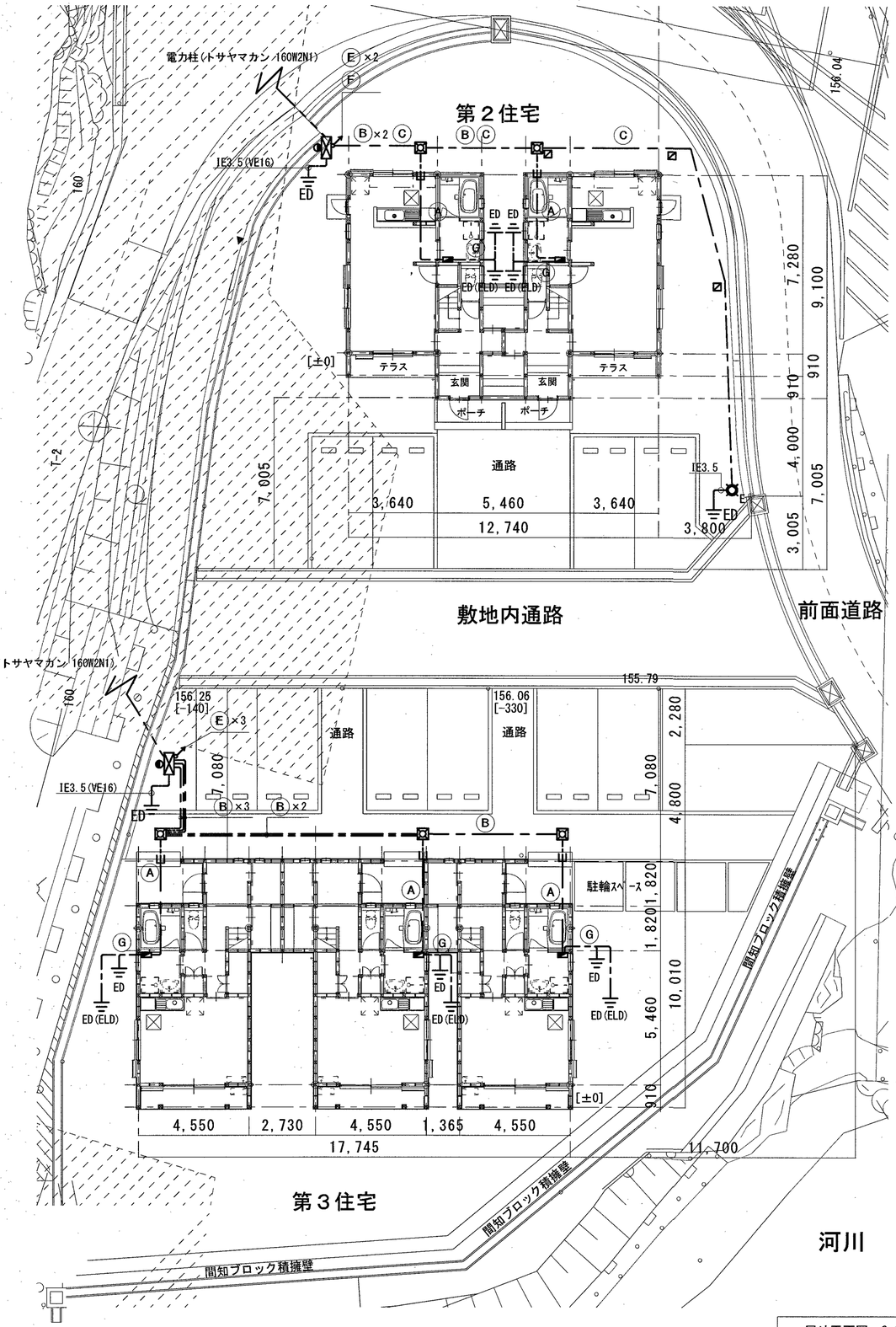

屋外平面図　S=1/150

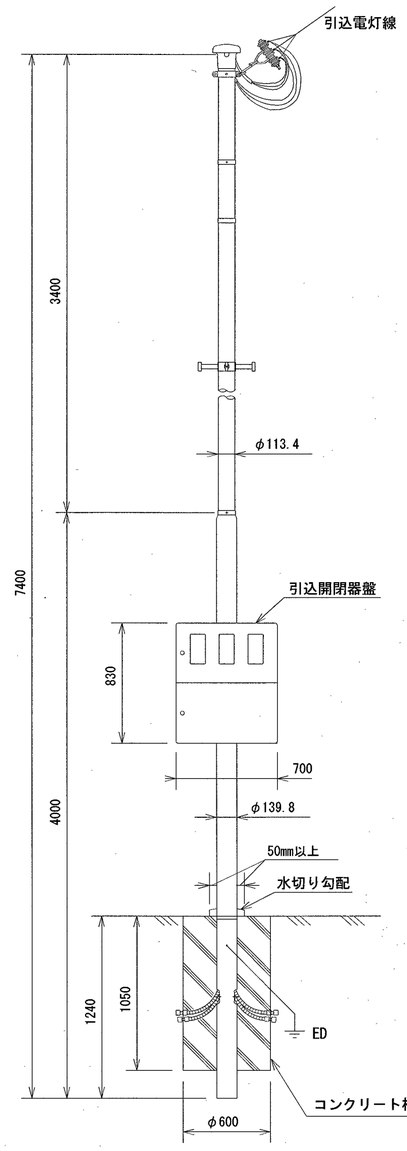

用　途	電灯
全　長	7．4m
表面処理	ポール本体　　フローコート溶融亜鉛めっき後ポリエチレン樹脂被覆

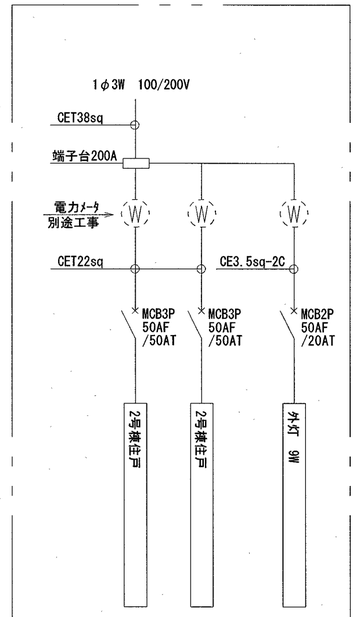

第2住宅引込開閉器盤

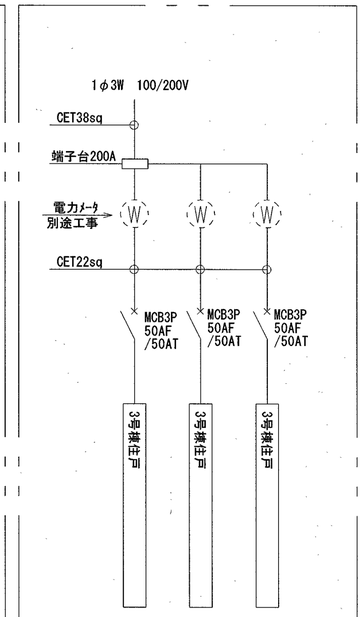

第3住宅引込開閉器盤

訂正	月．日		高知市都市建設部公共建築課	係	係長	課長補佐	課長	株式会社 掛水環境研究所 一級建築士事務所 高知県知事登録 第１３５５号 一級建築士大臣登録 第８３９４９号 川村 実 高知市南久万２０４番地８ TEL 875-5812 FAX 826-7136	設計年 月 日 2025.12	承認	工事名称 中山間地域活性化高川第２・第３住宅新築電気設備工事	図面番号 E－０６
	．			森脇	伊藤		松木		設計 角田 憲彦	検図 濱口 隼人	図面名称 構内配線電路 屋外平面図	縮尺 S=1/150
	．											
	．											

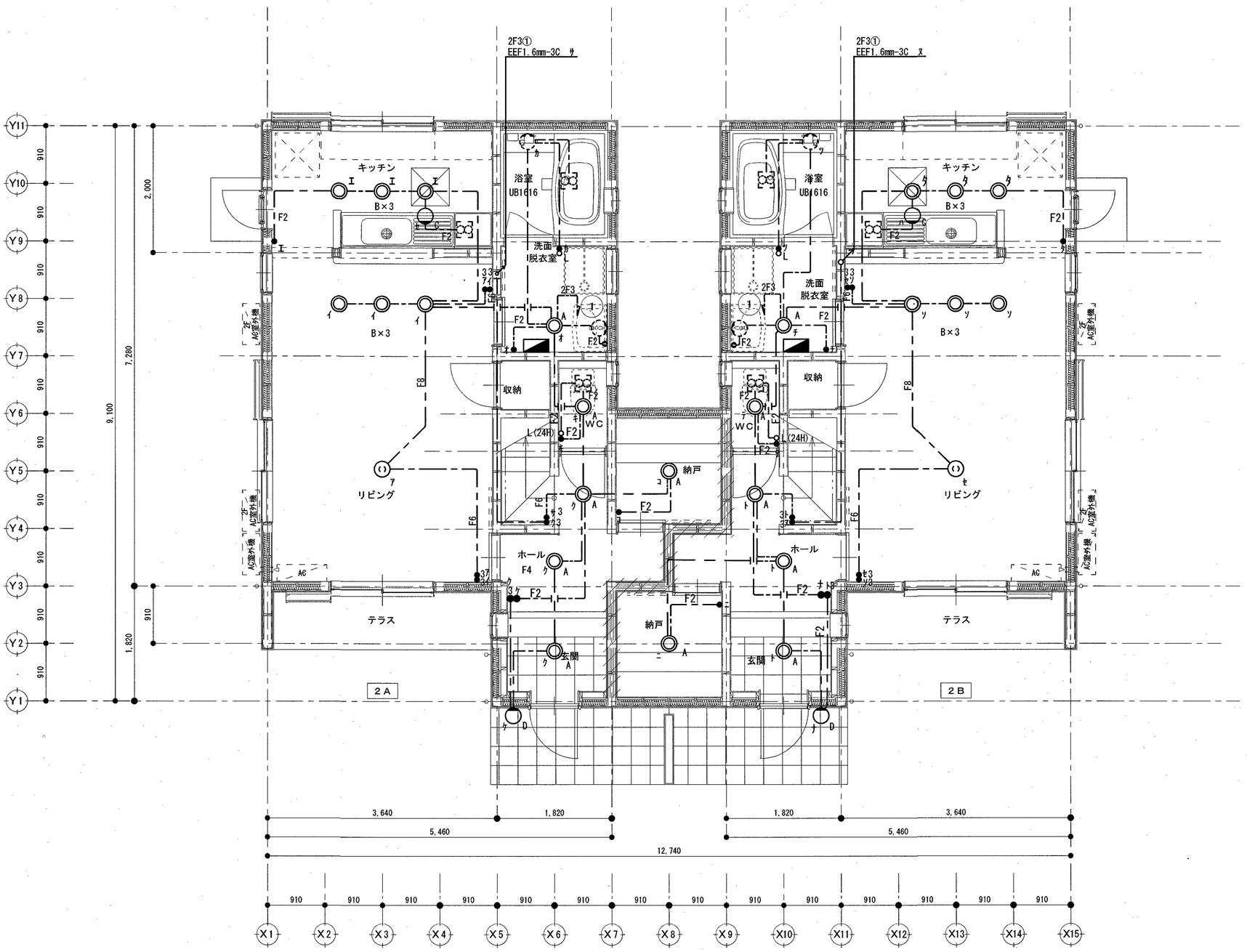

1階平面図　S=1/50

訂正	月．日		高知市都市建設部公共建築課	係	係長	課長補佐	課長	株式会社 掛水環境研究所 一級建築士事務所 高知県知事登録 第1355号 一級建築士大臣登録 第83949号 川村 実 高知市南久万204番地8 TEL 875-5812 FAX 826-7136	設計年 月 日	承認	工事名称	図面番号
	．			森脇	伊藤		松木		2025.12		中山間地域活性化高川第２・第３住宅新築電気設備工事	E－07
	．								設計	検図	図面名称	縮尺
	．								角田 憲彦	濱口 隼人	第２住宅 電灯設備 １階平面図	S=1/50

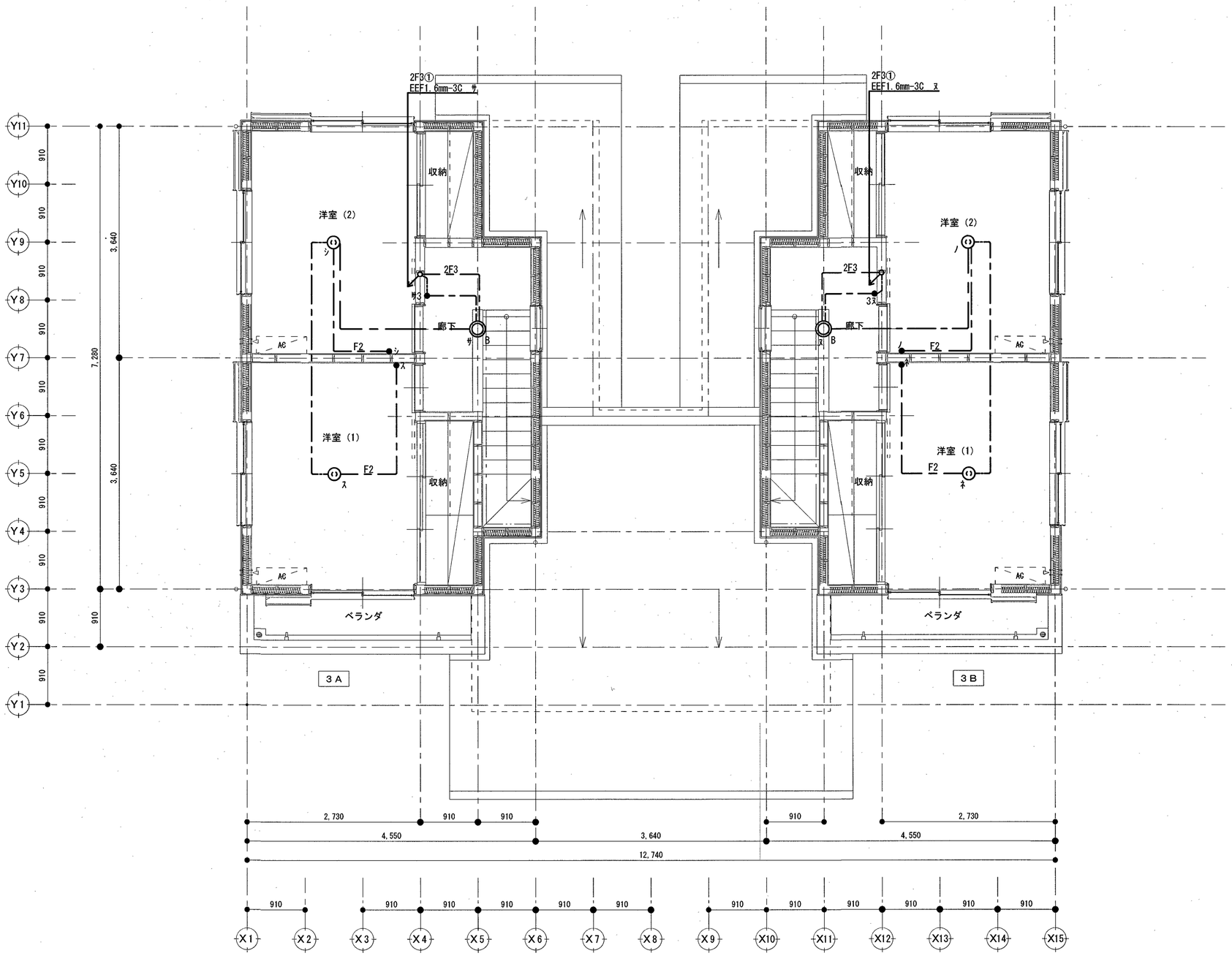

２階平面図　S=1/50

訂正	月．日		高知市都市建設部公共建築課	係	係長	課長補佐	課長	株式会社 掛水環境研究所 一級建築士事務所 高知県知事登録 第１３５５号 一級建築士大臣登録 第８３９４９号 川村 実 高知市南久万２０４番地８ TEL 875-5812 FAX 826-7136	設計年 月 日 2025.12	承認	工事名称 中山間地域活性化高川第２・第３住宅新築電気設備工事	図面番号 E－０８
	．			森脇	伊藤		松木		設計 角田 憲彦	検図 濱口 隼人	図面名称 第２住宅 電灯設備 ２階平面図	縮尺 S=1/50
	．											
	．											

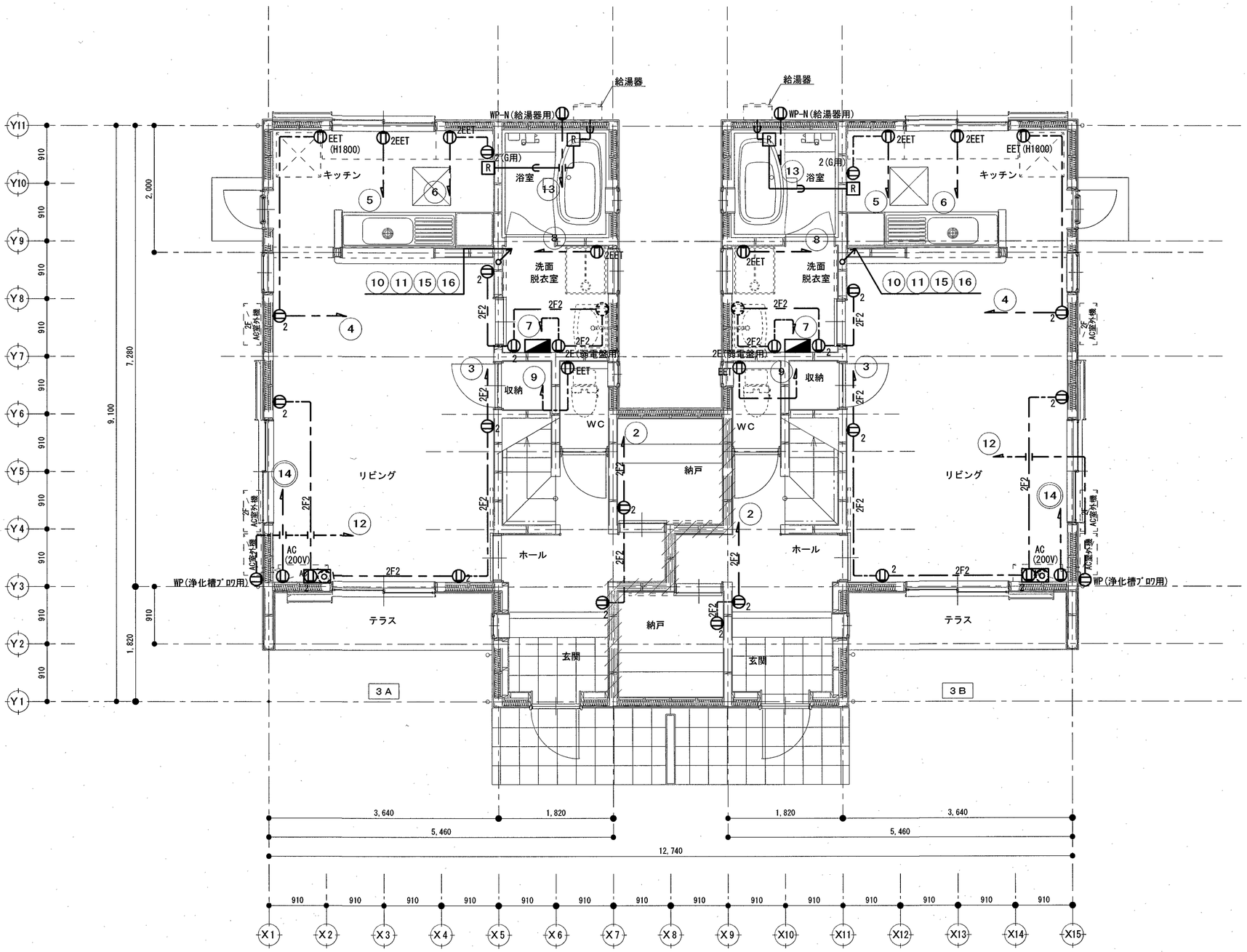

1階平面図　S=1/50

訂正	月．日		高知市都市建設部公共建築課	係	係長	課長補佐	課長	株式会社 掛水環境研究所 一級建築士事務所 高知県知事登録 第1355号 一級建築士大臣登録 第83949号 川村 実 高知市南久万204番地8 TEL 875-5812 FAX 826-7136	設計年 月 日 2025.12	承認	工事名称 中山間地域活性化高川第２・第３住宅新築電気設備工事	図面番号 E－09
	．			森脇	伊藤		松木		設計 角田 憲彦	検図 濱口 隼人	図面名称 第２住宅 コンセント設備 １階平面図	縮尺 S=1/50
	．											
	．											

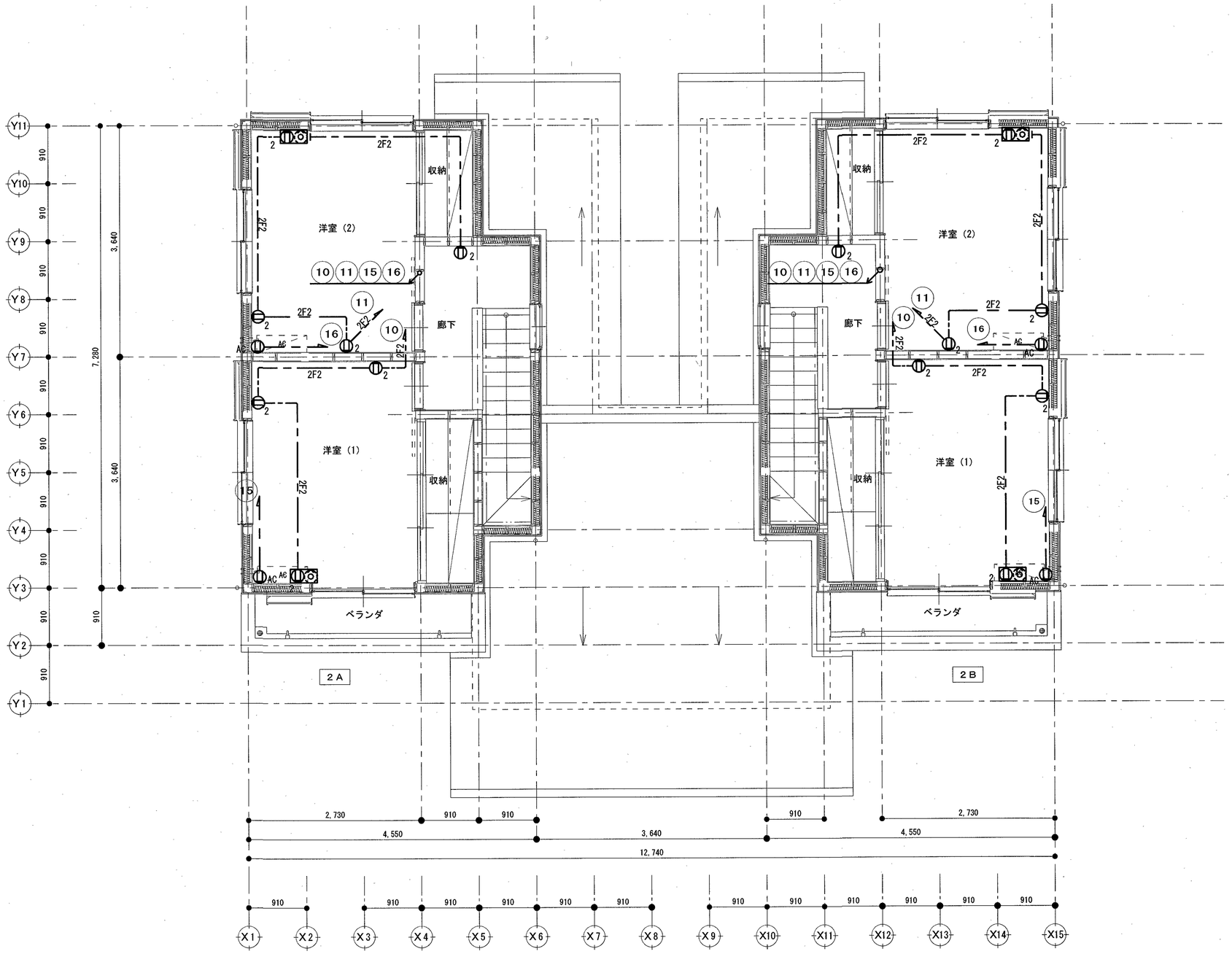

2階平面図　S=1/50

訂正	月．日		高知市都市建設部公共建築課	係	係長	課長補佐	課長	株式会社 掛水環境研究所 一級建築士事務所 高知県知事登録 第1355号 一級建築士大臣登録 第83949号 川村 実 高知市南久万204番地8　TEL 875-5812 FAX 826-7136	設計年 月 日 2025.12	承認	工事名称 中山間地域活性化高川第2・第3住宅新築電気設備工事	図面番号 E－10
	．			森脇	伊藤		松木		設計 角田　憲彦	検図 濱口　隼人	図面名称 第2住宅 コンセント設備　2階平面図	縮尺 S=1/50
	．											
	．											

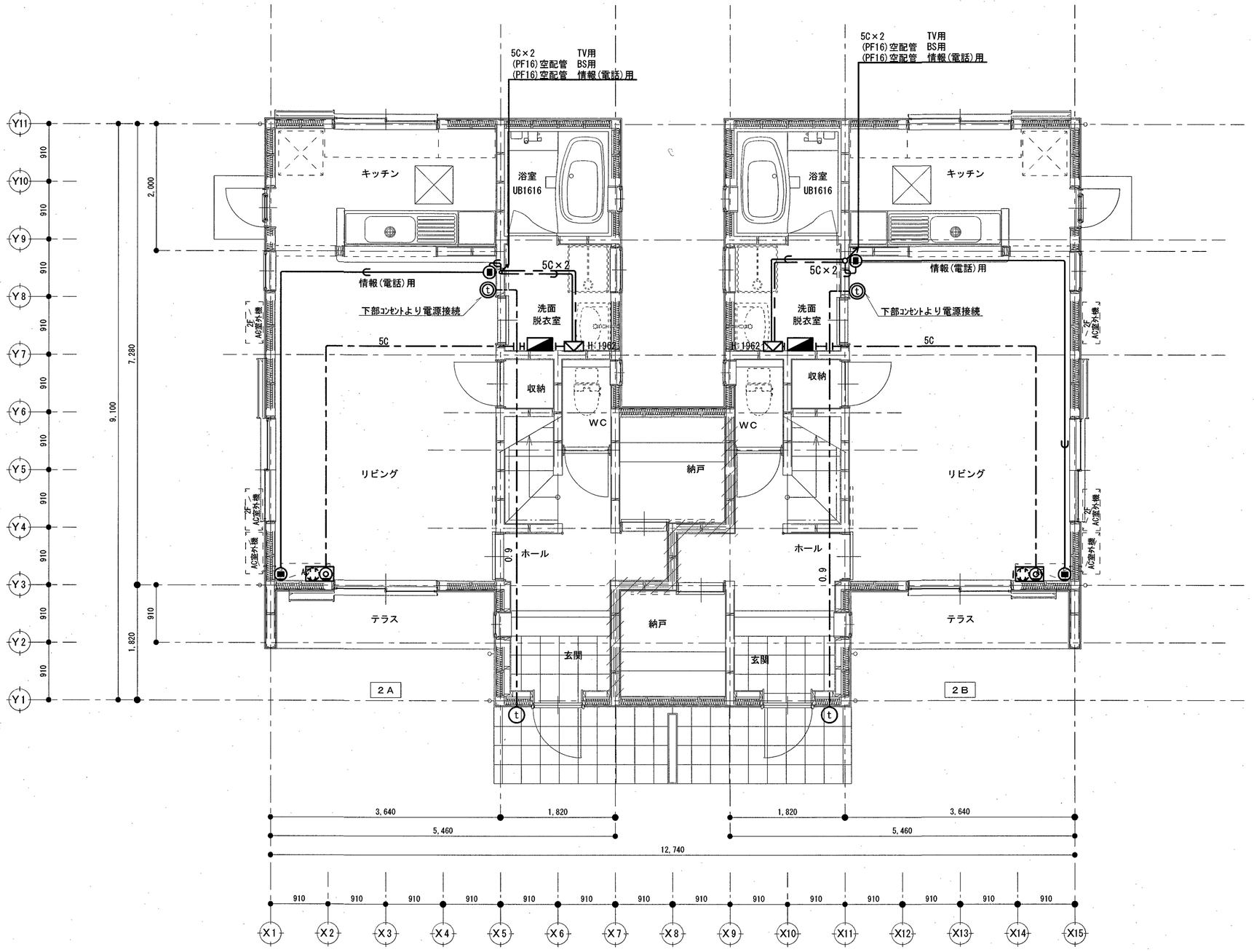

1階平面図 S=1/50

訂正	月．日		高知市都市建設部公共建築課	係	係長	課長補佐	課長	株式会社 掛水環境研究所 一級建築士事務所 高知県知事登録 第1355号 一級建築士大臣登録 第83949号 川村 実 高知市南久万204番地8 TEL 875-5812 FAX 826-7136	設計年 月 日	承認	工事名称	図面番号
	．			森脇	伊藤		松木		2025.12		中山間地域活性化高川第２・第３住宅新築電気設備工事	E－１１
	．								設計	検図	図面名称	縮尺
	．								角田 憲彦	濱口 隼人	第２住宅 弱電設備 １階平面図	S=1/50

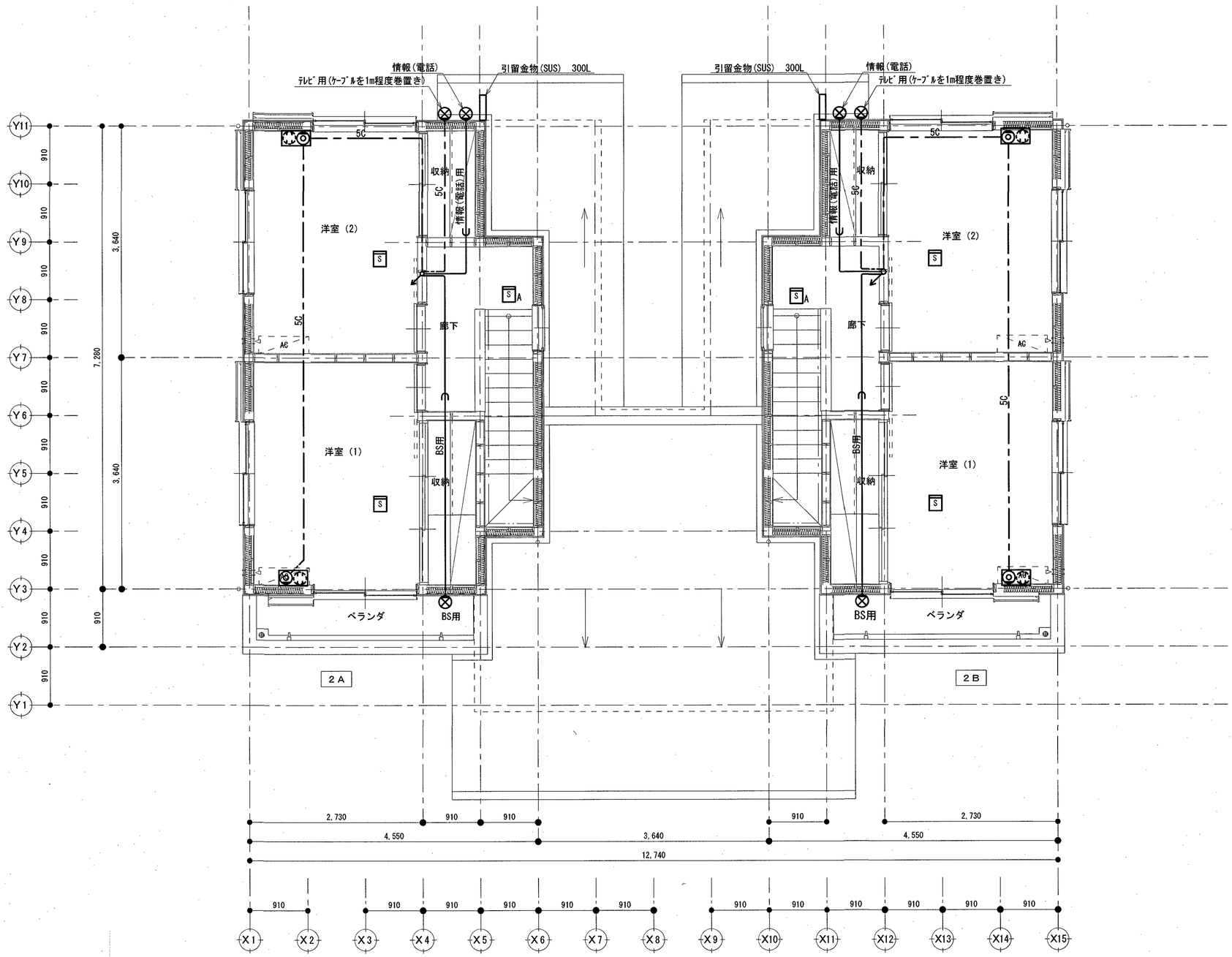

2階平面図 S=1/50

訂正	月. 日		高知市都市建設部公共建築課	係	係長	課長補佐	課長	株式会社 掛水環境研究所 一級建築士事務所 高知県知事登録 第1355号 一級建築士大臣登録 第83949号 川村 実 高知市南久万204番地8 TEL 875-5812 FAX 826-7136	設計年 月 日 2025.12	承認	工事名称 中山間地域活性化高川第2・第3住宅新築電気設備工事	図面番号 E−12
	.			森脇	伊藤		松木		設計 角田 憲彦	検図 濱口 隼人	図面名称 第2住宅 弱電設備 2階平面図	縮尺 S=1/50
	.											
	.											

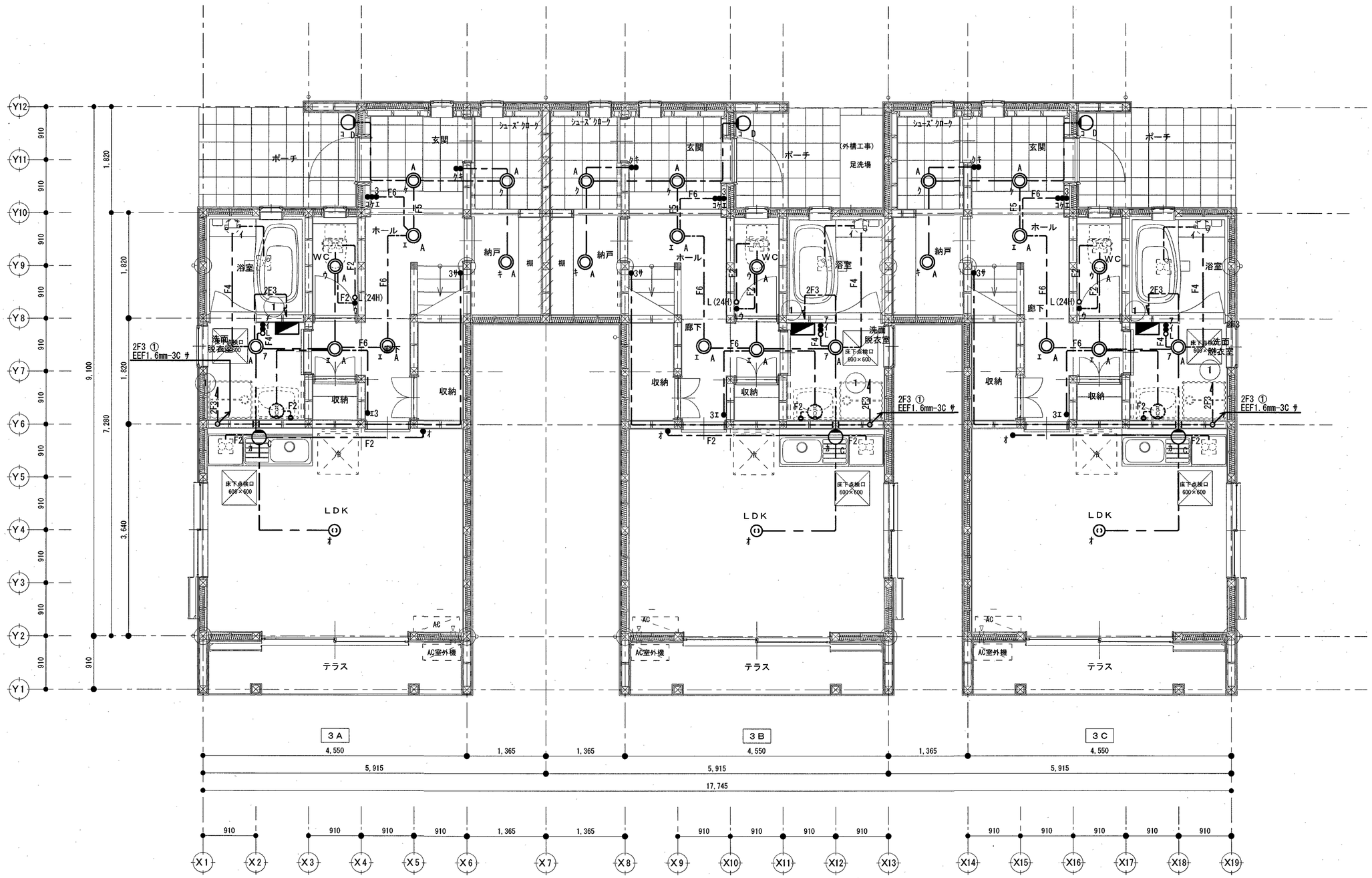

1階平面詳細図　S=1/50

訂正	月．日		高知市都市建設部公共建築課	係	係長	課長補佐	課長	株式会社 掛水環境研究所 一級建築士事務所 高知県知事登録 第1355号 一級建築士大臣登録 第83949号 川村 実 高知市南久万204番地8 TEL 875-5812 FAX 826-7136	設計年 月 日	承認	工事名称	図面番号
	．			森脇	伊藤		松木		2025.12		中山間地域活性化高川第２・第３住宅新築電気設備工事	E－１３
	．								設計	検図	図面名称	縮尺
	．								角田 憲彦	濱口 隼人	第３住宅 電灯設備 １階平面図	S=1/50

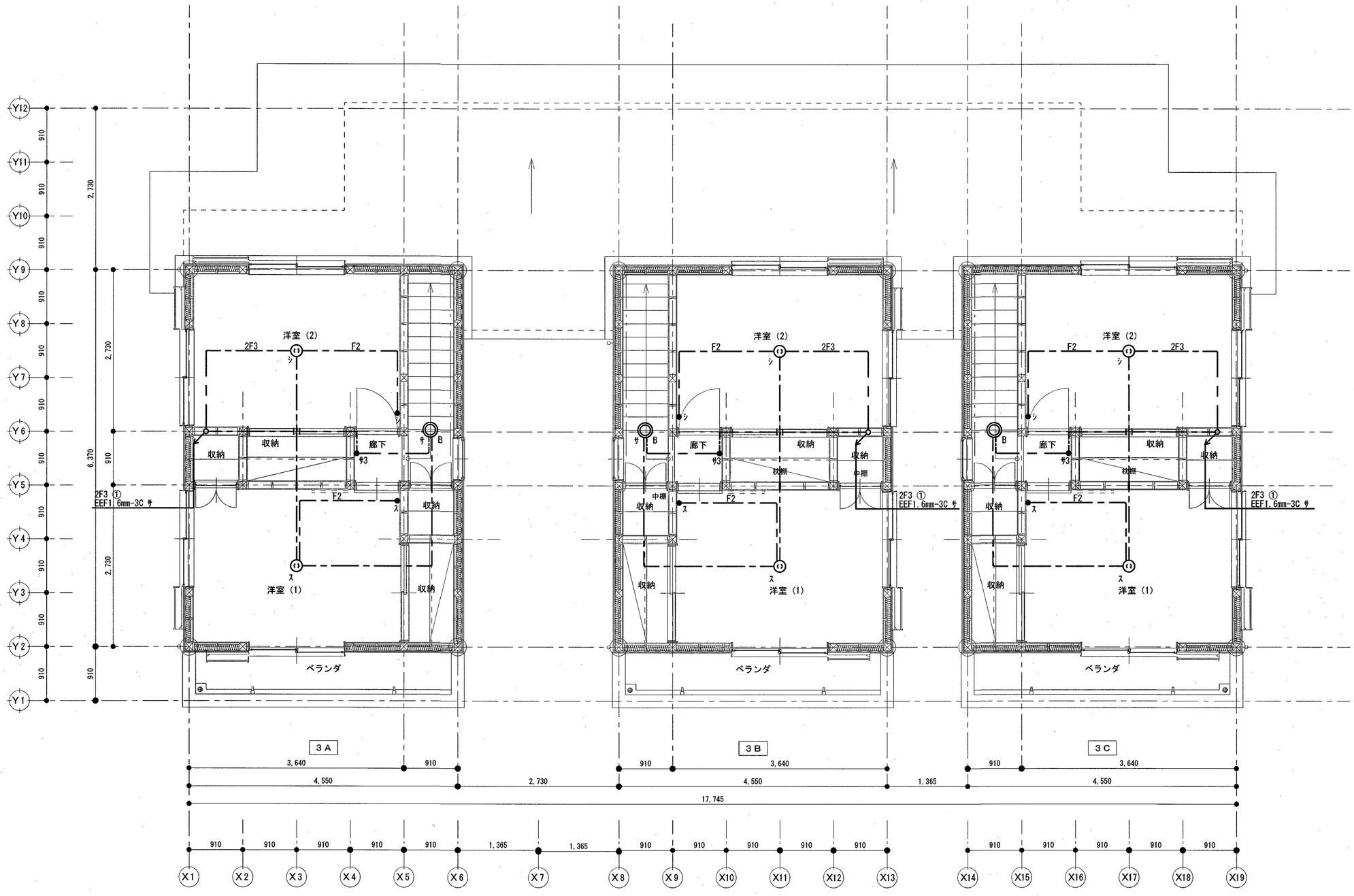

2階平面図　S=1/50

訂正	月．日		高知市都市建設部公共建築課	係	係長	課長補佐	課長	株式会社 掛水環境研究所 一級建築士事務所 高知県知事登録 第1355号 一級建築士大臣登録 第83949号 川村 実 高知市南久万204番地8 TEL 875-5812 FAX 826-7136	設計年 月 日	承認	工事名称	図面番号
	．			森脇	伊藤		松木		2025.12		中山間地域活性化高川第２・第３住宅新築電気設備工事	E－１４
	．								設計	検図	図面名称	縮尺
	．								角田 憲彦	濱口 隼人	第３住宅 電灯設備 ２階平面図	S=1/50

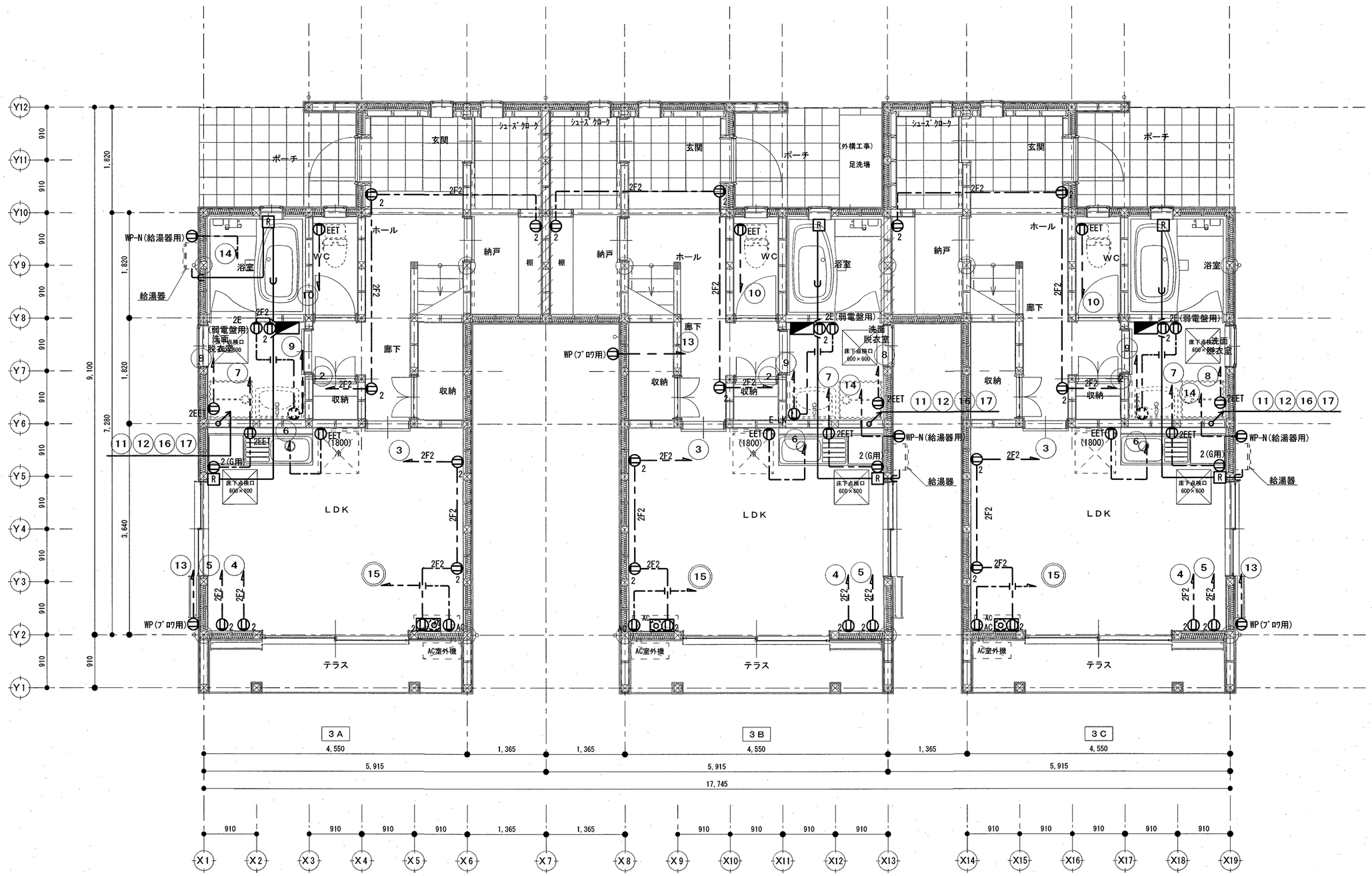

1階平面詳細図　S=1/50

訂正	月．日		係	係長	課長補佐	課長		設計年 月 日	承認	工事名称	図面番号
	．	高知市都市建設部公共建築課	森脇	伊藤		松木	株式会社 掛水環境研究所 一級建築士事務所 高知県知事登録 第1355号 一級建築士大臣登録 第83949号 川村 実 高知市南久万204番地8　TEL 875-5812 FAX 826-7136	2025.12		中山間地域活性化高川第２・第３住宅新築電気設備工事	E－15
	．							設計	検図	図面名称 / 縮尺	
	．							角田　憲彦	濱口　隼人	第３住宅 コンセント設備 １階平面図 / S=1/50	

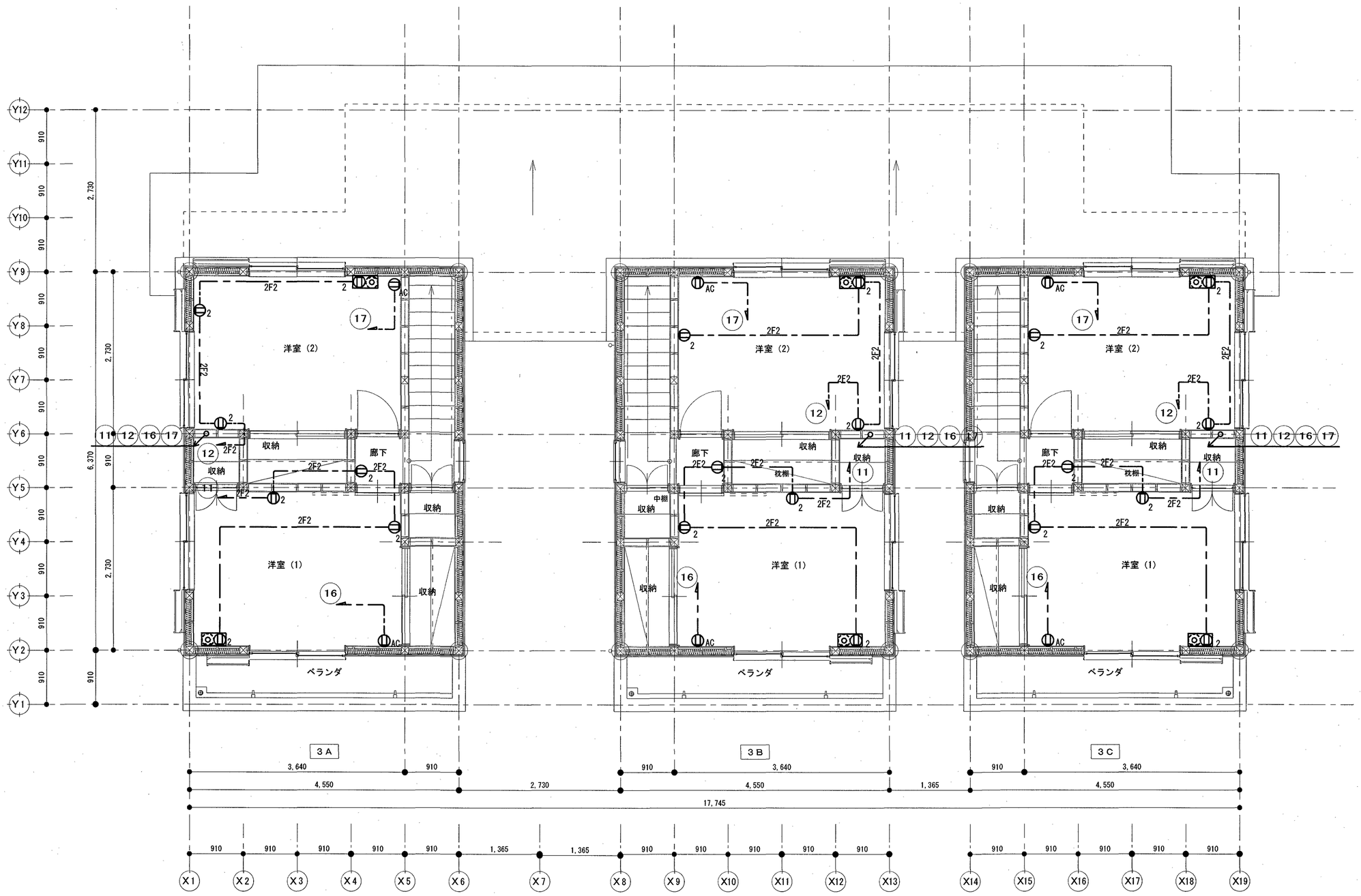

2階平面図　S=1/50

訂正	月．日		高知市都市建設部公共建築課	係	係長	課長補佐	課長	株式会社 掛水環境研究所 一級建築士事務所 高知県知事登録 第１３５５号 一級建築士大臣登録 第８３９４９号 川村 実 高知市南久万２０４番地８ TEL 875-5812 FAX 826-7136	設計年 月 日 2025.12	承認	工事名称 中山間地域活性化高川第２・第３住宅新築電気設備工事	図面番号 E－１６
	．			森脇	伊藤		松木		設計 角田 憲彦	検図 濱口 隼人	図面名称 第３住宅 コンセント設備 ２階平面図	縮尺 S=1/50
	．											
	．											

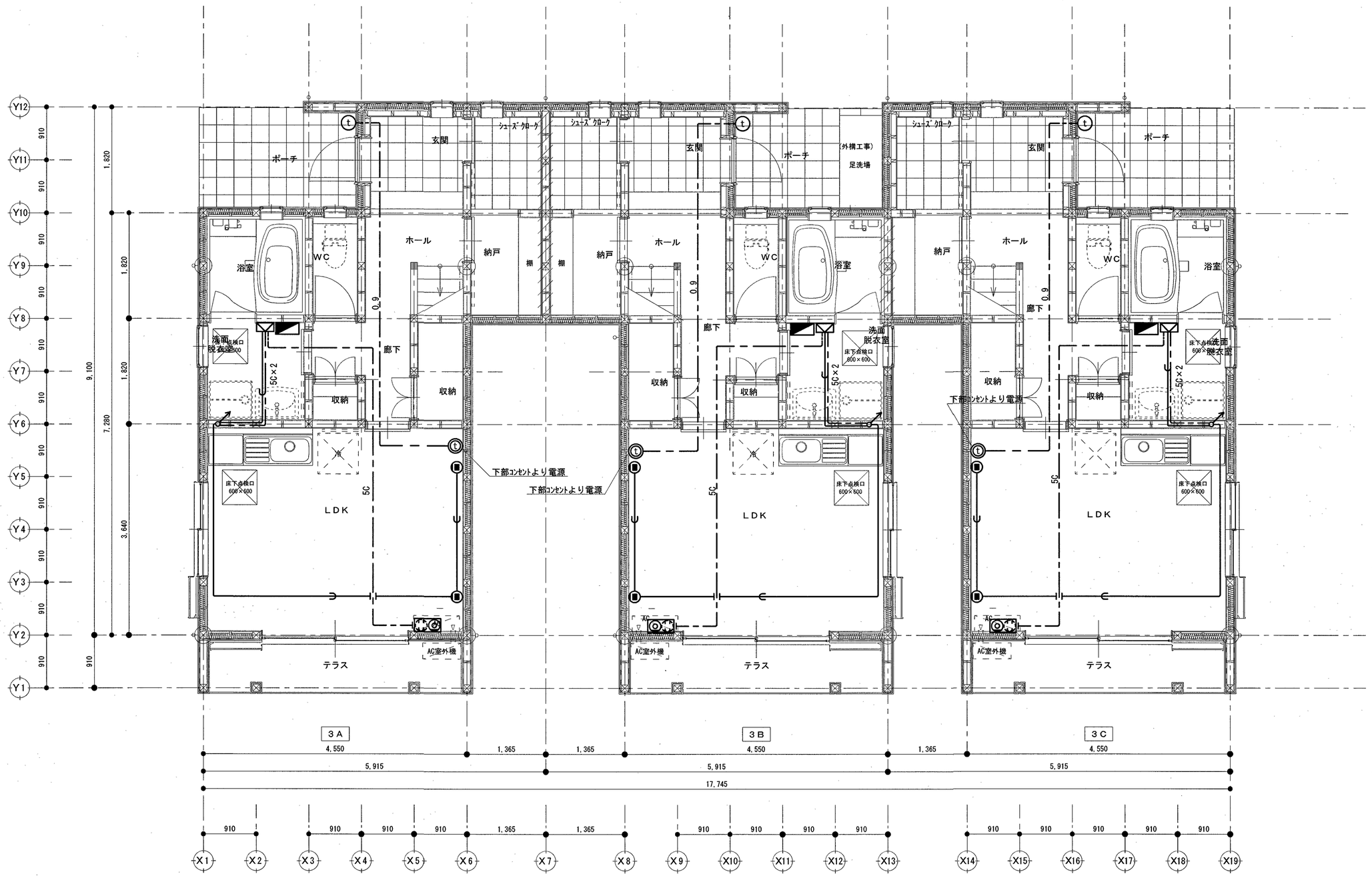

1階平面詳細図　S=1/50

訂正	月．日		係	係長	課長補佐	課長	株式会社 掛水環境研究所	設計年 月 日	承認	工事名称	図面番号
	．	高知市都市建設部公共建築課	森脇	伊藤		松木	一級建築士事務所 高知県知事登録 第1355号 一級建築士大臣登録 第83949号 川村 実 高知市南久万204番地8 TEL 875-5812 FAX 826-7136	2025.12		中山間地域活性化高川第2・第3住宅新築電気設備工事	E－17
	．							設計 角田 憲彦	検図 濱口 隼人	図面名称 第3住宅 弱電設備 1階平面図	縮尺 S=1/50
	．										

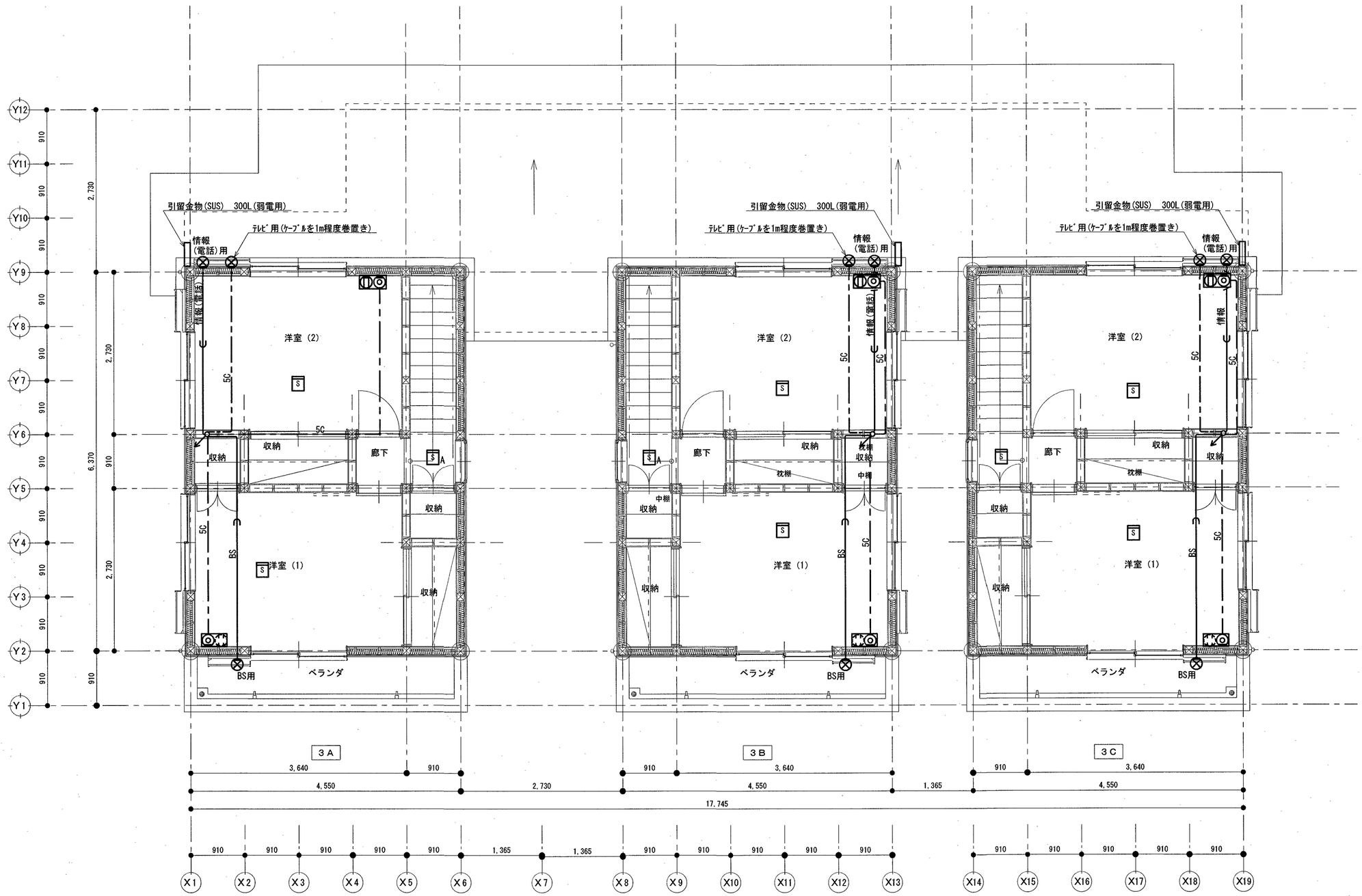

2階平面図 S=1/50

訂正	月. 日		高知市都市建設部公共建築課	係	係長	課長補佐	課長	株式会社 掛水環境研究所 一級建築士事務所 高知県知事登録 第1355号 一級建築士大臣登録 第83949号 川村 実 高知市南久万204番地8 TEL 875-5812 FAX 826-7136	設計年 月 日	承認	工事名称	図面番号
				森脇		伊藤	松木		2025.12		中山間地域活性化高川第2・第3住宅新築電気設備工事	E−18
									設計 角田 憲彦	検図 濱口 隼人	図面名称 第3住宅 弱電設備 2階平面図	縮尺 S=1/50

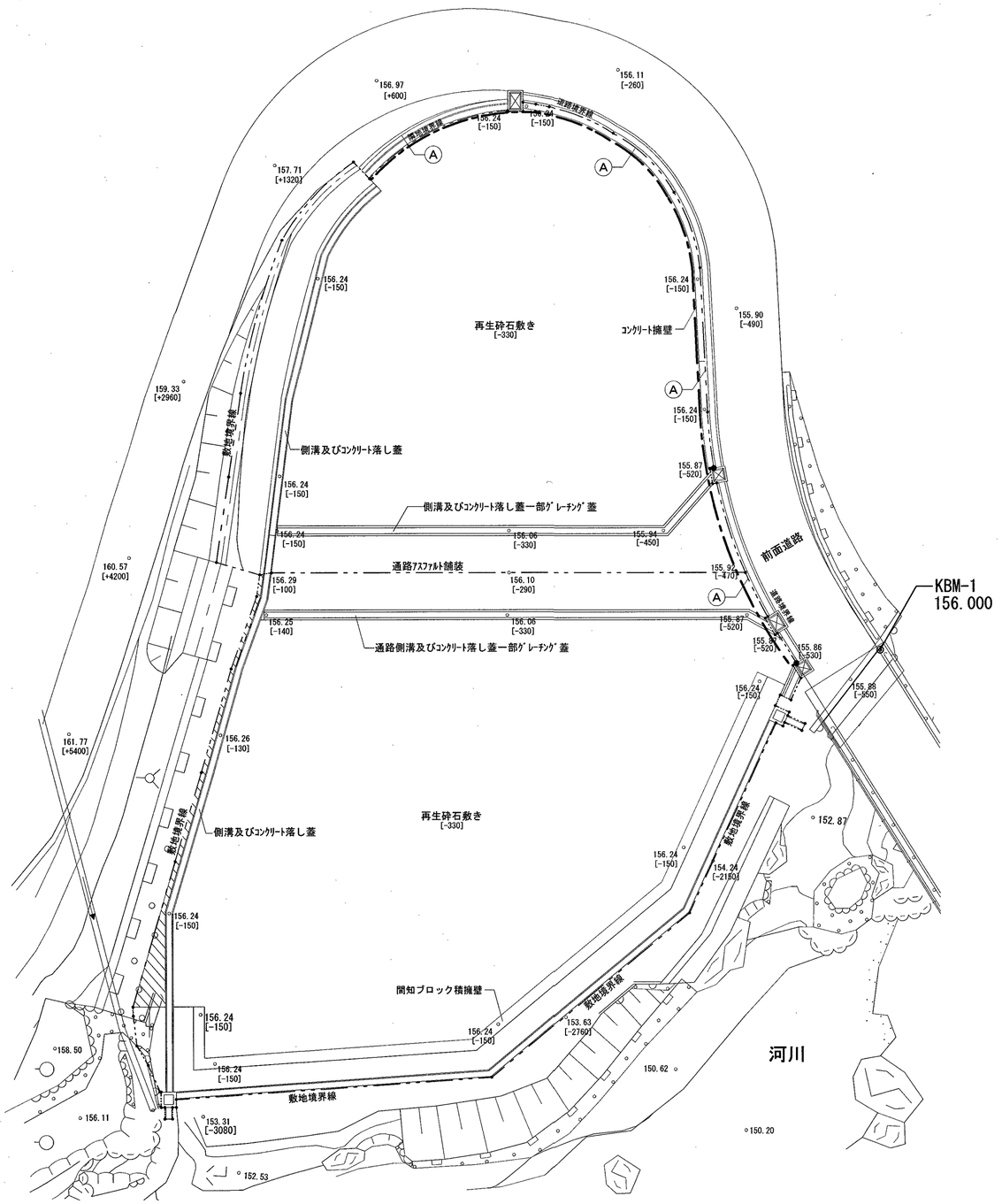

現況図兼仮設計画図　S=1：200

図中[000](mm)は、設計GLからのレベルを示す。
なお、設計GL±0 ＝ KBM+390(156.39)とする。
図中数値000.00は、標高TP(m)を示す。

仮　設　計　画　凡　例	
A	仮囲い（ｶﾞｰﾄﾞﾌｪﾝｽH=1,800程度）　———

N

参考図

	高知市　都市建設部　公共建築課			
	係	係長	課長補佐	課長

用紙サイズによる縮尺補正値　A2：100%　A3：70.7%

工事名　中山間地域活性化高川第２・第３住宅新築工事

図面名　現況図兼仮設計画図

CHECKED BY　　DRAWN BY　Matsumoto

松本琢史建築設計事務所
TAKUJI MATSUMOTO Architect & Associates
一級建築士大臣登録第322947号　松本琢史

NO　A－54

SCALE　1/200